

第57回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

平成25年12月19日（木曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農 林 振 興 課 長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上 月 支 所 長	伊 東 静 夫	南 光 支 所 長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠に御苦勞様でございます。

本日、3名の議員が一般質問を行いますので、当局におかれましては、答弁のほどをよろしく願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日2名の傍聴の申し込みがございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただきますようお願いいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに、8 番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔8 番 笹田鈴香君 登壇〕

8 番（笹田鈴香君） おはようございます。8 番の日本共産党の笹田鈴香でございます。

佐用町にも大変関係することなので、神戸新聞 12 月 8 日付の記事が載っておりました、それをちょっと読ませていただきますと、社説に反対や慎重審議を求める声が高まる中、参院本会議で採決が強行され、特定秘密保護法案が成立した。知る権利を侵略、侵害するおそれがある法律だ。国民にとって必要な情報が政府の都合で隠されるようにならないか。そんな懸念を置き去りにしたまま、数の力で押し切った与党の姿勢は、あまりにも乱暴だと掲載しています。国民は、この暴挙を決して許さないと思います。この法律が撤廃されることを強く、私は望みます。

それと、次に 6 月議会の一般質問で取り上げたんですが、町民の要望だった高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種、これを実施していただけるということで、高く私は評価してお礼を申し上げたいと思います。施設で働く方が利用者さんに勧めるけど高額なので言い辛いと言われていましたが、これは本当に多くの方がよばれると思います。ありがとうございました。

それでは 1 点目、佐用町の過疎化を食い止めるためにお尋ねをしたいと思います。

9 月議会の一般質問で定住促進と空き家対策は早急に取り組むよう検討するように求めましたが、時間の都合で質問だけになったので再度、質問をさせていただきます。

昨年の 3 月議会の一般質問でも相生市や神石高原町の例を挙げて、定住促進の取り組みを強化するよう求めましたが、その後の対応をお尋ねします。

1、この政策について、町民から大事なことだという声が、たくさん寄せられています。昨年 3 月議会の質問以降、町はどのように検討されましたか。

2、相生市では、若者定住促進奨励金交付事業、転入者住宅取得奨励金交付事業、新婚

世帯家賃補助金交付事業など実施し、人口維持をしています。佐用町でも検討すべきではないでしょうか。

3 番目に、空き家対策は引き続き調査はされましたか。神石高原町では、役場職員が専門に携わっているが佐用町の実態はどうなっていますか。

4 番目に、住宅リフォーム助成制度についてですが、①として、地域経済の活性化に大きく貢献します。

そして②つ目に、大手建設業者だけでなく町内零細業者の仕事確保にも有効だということは、産業建設常任委員会で確認しましたと書いているんですけども、通告書には、このように書いておりますが、ちょっと誤解を招く人もあると思いますので説明をしたいと思います。

これは、産業建設委員会が確認したというのは、一昨年 11 月に福井県の高浜町へ視察に行きました。そして、説明を受け、その場で、全員が委員が、そのことはいいことだということを確認したということです。

そして、12 月議会にも、委員長から誰か一般質問しないかと言われて、2 人が取り上げたということで、意味は、そういった意味です。

そして、町長は経済効果はないと言われましたが、先ほど説明しましたが、ちょっとこれも誤解を招くかもしれませんが、先ほどの説明と合わせて聞いていただきたいと思います。そういった委員会で認めたものを否定されるのですかということです。

例えば、今、相生市では、昨年度予算は 1,000 万円で工事費は 1 億 5,000 万円だと聞きました。工事費だけを見ても経済効果を上げています。佐用町でも、ぜひ取り組むべきではないでしょうか。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） おはようございます。

それでは、本日も一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、笹田議員からのご質問であります佐用町の過疎化を食い止めるためにというご質問にお答えをさせていただきます。

昨年の 3 月議会での質問以降の検討と相生市の定住促進事業を検討すべきではないかということでございますが、若い方に定住をしていただくためには、まず、誰もが望まれることでございますが、一番は安定した生活が営むことができるということ。そして、安心して子育て、教育ができる環境を整備していくこと。整えていくことが、まず、重要であるというふうに考えております。

そのために、公営住宅や、安価で、また環境のよい宅地の供給など住宅対策をはじめ、子育て支援センターの整備や延長保育など保育環境の整備。また、医療機関の確保。また、学童保育、医療費等の軽減措置など、生活全体に対する基本的な公助や、交通網の整備。また、情報網の整備など、便利で豊かな生活に必要な社会基盤の整備など、総合的な環境整備、まちづくりが重要であるというふうに考えております。

一例といたしましては、公営住宅法等によらず、佐用町に定住することを望まれる方にご利用いただく住宅として、定住促進住宅がございますが、全居室では 60 室のうち、このうち新婚・子育て・単身勤労世帯など、定住目的の定期使用許可を受けての入居は、現在、27 世帯であり、全体の 45 パーセントとなっております。

また、この定住促進住宅には、公営住宅法等では入居できない若年層の単身世帯も7世帯、12パーセントの入居もございます。

これらの単身世帯の受け入れにつきましては、佐用町独自の若者の定住促進対策と考えております。

また、相生市が実施されております助成制度を検討すべきだということでございますが、24年3月議会でもお答えをしましたように、合併前の旧町時代におきまして、各町で各種定住奨励金及び結婚祝い金、出生祝い金や若者定住住宅建築奨励金など、様々な奨励金等を中心とした政策が実施をされていたところでございますが、その検証結果におきまして、人口推移の結果、人口増につなげるという目的は達成をされなかった。また、奨励金交付制度は、町の活性化には結びつかなかったとの検証結果も残されており、もともとこうした奨励金制度による定住対策は、地方において急速に進む少子高齢化の波に対しては、その効果は期待できないというふうに考えております。

都市部に人口が集中している昨今、定住促進問題は議員ご指摘のとおり、私たちのような過疎が進む町にとって重要な課題であるということは十分認識をしておりますけれども、この課題に対応するために補助金や、わずかな奨励金を交付するような政策は効果的な政策とは言えないと、私は、考えております。

次に、空き家対策は引き続き調査はされたかということでございますが、空き家対策につきましては、現在も引き続いて台帳整備を進めております。しかしながら、個人情報ということもあり、商工観光課職員が通常業務を抱えながら個々の調査を行っております。

この集落調査によりまして一軒一軒の連絡先を把握し、連絡先が分かれば電話による個別の聞き取り調査という手法で調査を行っておりますことと、21年度の空き家調査での557軒が調査を進める中で調査漏れもあることから、現在は空き家が600軒程度と増加していることもあり、全軒調査はできておりませんが、今後も空き家調査を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在の調査状況でございますが、個別の聞き取り調査が終了しておりますのが全体の40パーセント程度、連絡先の把握と調査不能が全体の15パーセントとなっており、集落調査は55パーセントが終了いたしております。

次に、住宅リフォーム制度に取り組むべきではないかということでございますが、まず議員のご質問にあります経済効果はないと言われるがというご指摘につきまして、私は、リフォーム工事が行われることで経済効果がないというふうに言ったつもりはございません。制度を実際に実施されております各市町に、その活用世帯の実態を教えてくださいのところ、そういう調査をしましたところ、県下16市町の中で、実際にその制度をつくっておられる制度の内容を見ますと、その補助金は、ほとんどの市町が、事業費の約1割、そして、上限が10万というぐうらいの制度になっており、大きな補助金を交付しているということはありません。

また、そういう中で、リフォームをするための費用というのは、相当高額を要するため、制度があるからリフォームに踏み切ったということではなくて、当然、これは制度がなくても自分の家の管理、修理ということ、そういう中でリフォームを行わなければならない時期にあったご家庭がリフォームをされたその上で、あります補助制度を活用されたというふうに考えるべきではないかというふうに聞いております。

リフォームによって、そのリフォームに取り組むという家庭も、リフォーム制度によってですね、家庭も当然あったということも否定は、当然できませんけれども、リフォーム制度という中で、それだけ多くのリフォームが生まれたということは、なかなか言い辛いということも聞いております。

また、簡単な住宅リフォームをされた場合でも補助金の交付を受けるための手続き、書

類の作成等の経費が必要となりますので、助成額と申請の手間との兼ね合いの中で、この制度、少額の工事の場合、当然、ちゅうちょされる建設業者の話も聞いております。

このため、住宅リフォームの経済効果は、当然あるわけではありますが、補助制度があることにより波及する経済効果が多くなることについては、検証の余地があると考えております。

今、質問の中で、議員も産業建設委員会での調査等、お話になりましたけれども、最終的に委員会におきまして継続審議とされ、また、このリフォーム制度の制度をつくるということに対しての請願については、議会でも不採択となっております。

私も、これまでも一般的な住宅改修につきましては、今すぐ取り組むべき事業ではないと判断しておりますというお答えもさせていただいております。

また一方、今後も町内の経済動向を注視するとともに町民の方々が必要とされ、また、その事業に携わる建設業者の方にも十分理解され、活用され、そして経済効果を生む制度であるという、そういう制度をつくるということについては、今後の検討を考えてたいというふうに思っております。

このため、現在のところにおきましては、まず、必要な福祉政策として高齢者や障害を持たれている世帯等の住宅改修に取り組み、県の人生 80 年いきいき住宅助成事業や本町の障害者等住宅改修費給付事業の制度をご活用をいただきたいというふうに思っております。そのために、この人生 80 年いきいき住宅助成事業につきましては、平成 25 年度から一般型を取り入れて制度の拡充を図っております。

ちなみに、今年度の利用件数は現在のところ 16 件と、昨年度より、かなり利用者も増えている状況でございます。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） では、再質問をさせていただきます。

今、いろいろ答弁をいただいたんですが、まず、最初にお尋ねしたいんですけども、この相生市のことを取り上げていったわけですけども、補助金で、この制度があるから人口が増えるというようなことがないというような答弁だったかと思うんですけども、簡単に言いますとね。

で、しかし、この人口は増えるというより、もう全体的に日本国中、全部減って、都会は別ですけども、減っているのが現状でありまして、この減っているのを、少しでも止めるという意味で、こういう補助制度は大事かと思えます。

相生のことで、これ取り上げてますので、これは言いますけども、この間の 11 月の 30 日の、この神戸新聞なんですけども、人口が社会増ということで、載っているんですけど、やっぱりこれを見ますとね、相生市の転入と転出見ますと、4 月でプラスマイナス、マイナス 7 人。で、5 月もマイナス 3 人。ところが、6 月から 11 人、7 月 11 人、8 月 8 人、9 月 11 人、10 月 19 人、全部で 50 人、人口これ増えております。

そういった意味で、やっぱりこれは、いろんな、この文書にも書いてあるんですけども、やはりこれは、いろんな、この補助制度を設けた成果が表れているということになっているんですけども、それは、どうでしょうか。

佐用町では、定住促進などもつくられて、今、聞きますと、やっぱり若い人が増えているんですね。ということは、こういった若い人のための制度をつくったり、そういったも

のをつくることによって人口が増えなくても、そのまま維持するいうことはできると思うんですが、そのへんはいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 維持できればいいんですけども、今、議員もお話のように、日本全体の人口減少というのは、これは、そういう社会に入ってきていると、統計的に見ればですね、これから全体が、どんどん減っていくということですから、その佐用町だけが、例えば、その人口を維持するということ、これは、こういう制度ではできるものではないと思いますし、その人口が減少するということの前提の中でね、今後の、その時代、その時の生活、また、皆さんの、この子育てや教育、こういうことを、どう整えて、その時代を豊かに暮らしていただけるか、そういうことを、やっぱり考えていかなきゃいけないと思っております。

で、そういう相生市で、人口が増えているというふうに新聞でも、そういう制度をしているからという結びつきも、当然これは考え方ですからできると思うんですけども、その分析、なぜ増えているか。私は、制度で増えているんだというふうに、単純に、それを結びつけるということは、実際には、そんな単純なものではないと思います。

元々、どこに住むか、どこで生活するかというのは、それぞれ人の、当然、選択は自由ですから、やはり誰もが働きやすいところ、その生活しやすいところというのは、当然、求めるのは当然です。

で、相生市というのは、以前に、ああした大きな播磨重工業、造船があって、一旦、ずっと人口が、ドンドン減っていった町なんですね。

今、通勤圏も非常に広がって、住宅、宅地としても海辺に近いところですし、交通の便、やっぱり新幹線も止まります。国道も整備もされました。そういうことで、全体の町の社会基盤整備というのは、非常にある意味では進んでいるんですね。それと比較して、宅地の値段、そういう住宅をつくる。そういうことが比較して安いという、そういう選択の中で、かなり今、住宅が増えてきているというふうに、私は、見ております。

ただ、当然それは、市も努力をされておりますし、その中で、ああした奨励金というものをね、支給されて、それは若い人たちにとって、その分については、相生市、ありがたいと喜んでおられることとは思いますが、その奨励金で、そこにずっと住み続けるという選択というのは、これは、私個人で考えても、そういうものではないなという感じがいたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 町長の意見としては、お考えは、ちょっと分かりましたが、でも、町民的にとっては、考えていただかないといけないなと思います。

さっきの人口ですけど、やっぱりね、この新聞ですけども、11月30日の新聞ですけども、4市3町の、この西播、西播磨ですね、増減を表にしてあるんですけど、相生市がね、プラス、4月から9月で差し引き31人の増です。ほかは、赤穂市でもマイナス50人。宍粟市でもマイナス58人。たつの市は、マイナス105人。太子町がマイナス72。上郡がマ

イナス 87。この佐用町が、マイナス 57 人となっています。

で、やっぱりこれを見て、どの町、市町でも、いろいろ定住の策は考えられていると思うんですけど、特にこの際だって、相生市が、プラスマイナスゼロよりも増えて 31 人、人口、元々の人口も多いのがありますが、しかし、赤穂やたつのと比べても、ここプラスになっているということは、やはりこの施策ですね、奨励金制度が効果が出ていると思うんですね。

それで、特にこの、前にも平岡議員かね、言われたと思うんですけど、この佐用町に現在住んでいた人が、相生へ行って、で、相生から、やっぱり佐用町に仕事に通っているというような人も出てきて、私の聞く人でも、相生に住みたいという人も聞くんですけど、やっぱり、それは、この定住促進だけの関係じゃなくて、その若者の子育て支援の関係もあるんですけど、そういった意味も含めて、やっぱり、町長の考えはそうかもしれませんけど、やっぱりみんな調べてもらって、もっと検討して、この制度は考えるべきじゃないかと思うんですけど。

それと、定住促進のことを言われたんですけど、それでは、ここでは、もう本当にね、45 パーセントが、そういった新婚世帯ということで、やっぱり効果は表れていると思うんですね。住宅の建て方というか、家賃が安いということもあるんですが、そういった意味で、奨励金制度も含めて、これからの住宅の建設なんかに考えていく必要があると思います。が、何とか、佐用町にとどまってほしい。人口減るないうても減るんですけども、今の全体的から見ると減るんですけど、やっぱりとどまる方法も、いろいろ考えないといけないと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） やっぱり皆さんが、ここで生活しやすい、生活の基盤をですね、佐用町で整えて自分達の生活を続けていただく、そのためのですね、行政として、町としてですね、先ほど申しましたような、総合的な、やはり基盤整備を行っていく。このことを地道に続けていくということが、非常に一番、基本的に大事だと思います。

そういう中で、当面の課題として、必要な住宅政策、また、医療面なんかの、やはり安心して医療が受けれる体制、そして、子育てができる体制、こういうものをですね、しっかりと整えていくということが大事です。

それに合わせて、やはり長い生活ですから、子育ての間だけではない、やはり佐用町というのは、地理的に、この場所を動くというわけにできない。でも、そういう社会基盤であります道路でありますとか交通網、鉄道、それから情報、どこにいても都市部とも格差もできるだけ少なくしていくようなね、そういう社会基盤というものを整備をしていくということ、これを遅れないようにやっていくということですね。そういうことを、しっかりとやっていくということが大事だと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） じゃあ、次の質問に入ります。質問というか、次ですけども、空き家対策についてですけど、調査はされておりました、24 年度から 557 戸から 600 軒ということで、集落とか、いろいろ調べられているようですが、現実には、本当にこの空き家が増えて、防犯の面でも、やっぱり考えていけないといけないということと、それから、昨日も荒廃休田のことが出ておりましたけど、本当に空き家の周りは草ぼうぼうになって、それでも近くに住んでいる子供とか、その身近な人が来て、草刈りとかしてくれている間はいいんですけども、やっぱりそれもできないとなると、本当に防犯だけでなく、荒れてしまって災害にも結びつくというような状況になると思うんですけども、そのへんですね、神石高原町なんですけども、神石高原町では、そういった空き家、今、通常の職をしながら職員が頑張っているということなんですけど、広島県の神石高原町というところでは、専門の職員を置いて、まだ、もう一人 O B もね雇用して、2 人で調べていると。

で、ただ調べるだけじゃなくって、そこは、空き家を、そのまま置いては、空き家自体も傷むし、また、本当に回りの人にも大変迷惑かけるということもあるので、その人達が率先して、そこの持ち主と話し合いをして、例えば、それを都会から来た人に売るとかね、住みませんかという意味で貸したりとか、そういう仕事もされているそうなんですけど、佐用町も、やっぱり、そういった専門的にしないと、職員がかわいそうとか、本当に忙しい。それでなくっても、段々職員削減されて、大変忙しいんです。

そういった中で、やっぱり専門にしないと、これからの本当に、この空き家とか荒廃休田は大きな、もうどこでもそうですけど、佐用町も本当に、私の家の周りでも、やっぱりそれ、ものすごく感じますので、そのへん、専門職を置いてでも、その空き家対策を、もっともっと検討する必要があると思うんですけど、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 空き家対策の専門職というね、言われるのは、どういう、そのイメージで言っておられるのか分かりませんが、これも、今、町の抱えている課題として、役場のその職員、役場が、その調査をしたり、それに対してのこの対策を考えていくということですから、その職員がやっているんで、役場の職員は、少なくとも、そういう仕事も当然するというのが、役場の職員ですから。

それに、その職員が足りないというのであれば、その職員の課を増やすということなんですけれども、しかし、今、それが全体のね、職員の配置の中で限られた職員で、やっぱり取り組んでいかなきゃいけない。それは、どの職場においてもそうです。どこの職場においても、決して、たくさん余裕があってやっているわけではない。やはり、みんな、それぞれもっと職員があれば、こういうこともできるということはあると思うんですけども。

しかし、それは、やっぱり全体の人件費、経費の中で考えて、職員の配置を考えてやっておりますのでね、ですから、今の役場職員、空き家の調査においても、これは一部、N P O で全体の調査をしていただいて、基本調査をした後、なかなか、個人情報という問題もありますのでね、そういう民間にお願いをするというのは難しい面があるわけです。

やはり、役場として公的な形で連絡を取って、そして、その方に、空き家とされているものの管理をお願いする。また、その利用についても申し出を受けて、それを、また、活用する方向にも持っていくとか、それは職員としてやっていかなきゃできないということでございます。

〔笹田君 挙手〕

だから、そこをですね、やっぱり別々の課題として、ただ空き家を活用したらいいだけでは、全くこの解決にならない。

地域でも、一番困っておられるのは、そういう古くなって、もう屋根が破れて、もう倒れかけたような状態でも、家というのは、10年でも20年でも、なかなかなくなってしまわない。そういうものを、どうするかということで、個人が本来管理しなきゃいけないものが、管理されずに放置されていると。ここを規制するなり、ある意味では、法的にでもですね、強制的にでも、それを管理をしていただかなきゃならない状況が生まれてきているわけです。

ただ、そういうものの条例とか法律というものが、なかなか追いついていません。ありません。

で、これは、全国的にも、いろいろと市の中でも、そういう条例をつくったりしてですね、規制を考えようと、管理を、やっぱり持ち主の責任としてですね、責任を果たしていただかなきゃいかんというような、今、考えがですね、いろいろと出ております。

当然、佐用町においても、そういうことも考えていく時が、今もうきているというふうに思います。

で、現在でも個々においてはですね、集落の方々と、そういう課題解決に対して、問題解決に対して、一緒になってですね、解決してきたという例もあります。

当然、このことは、先ほど言いましたように、個人のものですけれども、集落で長年住まわれていて、集落と密接に、一番関係があるわけで、その方が亡くなられて、その相続をされる方が遠くにおられたり、いろんなところに散らばっておられると、そういう連絡なり、そういう方との話し合い、こういうことについては、行政だけでは、なかなかできない。地域の、そういう親戚の方とか近所の方とか、みんながやっぱり協力していただかないと解決をしていかないということです。

ただ、そういう話し合いの中で解決できれば一番いいんですけども、それが、なかなか理解をされない。協力が得られない。そういうものを、じゃあ、どうするかと。そうすると、やはり規制をし、法律、条例をつくっていくというようなこと、こういうようなことも、やっぱり検討すべき時に来ているかなという感じがいたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） 本当に、今の切羽詰まった課題ですので、ぜひ検討を、いろいろ、ほかの空き家対策として全体を見て検討、協議をしていただきたいと思います。

で、次に、住宅リフォームの、この助成制度ですけども、もう何回も取り上げておりまして、今回も、今回は否決になったわけですけども、その否決の理由は、もう聞かれていると思うんですけども、その住宅リフォームをしてほしいという320人もの署名をつけて請願が出されたわけですけども、内容については、誰も悪いと言った人は、一部分ちょっとね、単価のこと、労働単価のことでしたかで、ちょっと今、4月と変わったんやということ言われましたけど、それぐらいで、ほとんど内容については、誰も委員は悪いとは言わなかったんですが、その請願の出し方でね、ちょっと問題があるように、私たちは、ないと思うんですけど、そういうふうに取り立てられて否決をされたわけなんですけど、この住宅リフォームの、その制度というか、これを今、先に、いいなと思うことは、さっき言われました高齢者の人生いきいき80年の、この制度ですけど、これも拡充されて、この間の補正でも増額されて、すごくこれはいいことだと思います。

それと介護のほうも、やっぱり利用者が増えているんですけども、ただ、私が聞くのはね、そういったのも含めてですけども、特に、若い人たちが、子供がこう、グングン増えてくると子供部屋をつくりたいとか、そういった声もあるんです。それで、何で若い人にはないんかという、例え、上限の補助が 10 万円だったとしても、やっぱり、すごい助かるということだね、皆さんの声は大きいと思うんですよ。

で、そういった意味で、住宅リフォーム制度、経済効果。

それと、相生ばっかりの例を挙げるんですけども、相生さつき、24 年度の予算は 1,000 万予算上げて、結局 950 万円しか補助金は、町としては持ち出されなかったわけですが、その後、どういった訳か、25 年度です。今ですけども、もう 1,000 万の予算が終わって、今度、補正で、また 1,000 万を組むという、そういったことになっているそうで、すごく、どういう理由でか分かりませんが、業者さんたちとか、とにかく口コミで広がって、これだけ利用したいという人があるんですということで、申請用紙も、ちょっと今日、あれなんですけど、申請用紙もつけて、それを広報と一緒に全戸に配布されたそうです。そういった方法で募集をされて、これは 3 年間の事業なので、後どうするかということが問題なんですということを言われているんですけど、やっぱりこれは、本当に若い人に住んでもらおうと思ったら、これも一つの方法で定住につながると思うんですけど、そのへんを、ぜひ考えていただきたいと思いますが、先ほどの答えで、もう終わりでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、こういうリフォームといいますか、だけではなくってね、先ほど言われたような、家を改造する、増築するという、こういうことは当然、その生活の中で、その方の家庭、子供が大きくなってくれば、こうしていくとかいう、当然、その時代、段階、段階があると思います。

だから、それに対して、政策面でね、先ほど言われた、一つは福祉面で、そういう改造をして生活をしやすいようにするということ。

それから、若者の、若い人たちが、子育てをしていく、そういう生活に対して、少しでも支援をしていくという、そういうその目的ですね、しっかりとした目的を持った制度として考えていくということは、これは、一つの制度を考える上でのね、必要なことだと思います。

ただ、何でも制度をつくったから、これで、経済効果がごつつう生まれているんだという、私は、分析ではないということは申し上げておりますのでね。

業者、建設業者の方に、私も、ある程度、直に、何人かもお聞きしましたが、実際に会社組織で事務的な手続なんか、きちっとできるところは、慣れているところもあるんですけども、町が公金を支出するということは、例えば、20 万の工事で、福崎町なんか 5 パーセントなんですけれども、1 割としても 2 万円です。2 万円の補助金を受けるためにですね、何回役場に行かなきゃいけないのか。

で、業者の方から見ればですね、なかなか、その制度がある以上、その発注される側の方にとっては、1 万円でも 2 万円でも、それは補助金がもらえたら、もらってくださいというのが、これは当然です。

しかし、それを受けられる業者さんが、やっぱり手続きはしなきゃいけない。そして、書類を提出し、また、交付決定をして、そして完了検査をして、そして補助金を出すと。

だから、そうすると役場に、仕事の、自分のやっぱり仕事を置いて、休んでそこへ、役

場へ、そういう提出を、そういうことをしなきゃいけないということ。そうなってくるとですね、なかなか少額の、この補助金で、これを使ってもらって仕事が増えるとか、逆にいうものではないかと。返って、こういうことができる、そういう手間のほうで、非常にわずらわしいし、業者さんの立場からすれば、それがプラスにはならないなというようなことも、やっぱり言われます。

ですから、こういう制度においては、今の経済状況と、当然これは、財政的にも考えなきゃいけないことです。一旦やって、相生市は3年間だけ。そのやり方として、よく何年間だけというね、やり方をされます。その間だけで、その後の方が、同じように受けれないというのは、これはまた、不公平になりますから、ですから、やはり、ずっと維持、継続できるのかどうか、こういうことも含めてね、やはりやるからには、きちっとしたその目的と検討、そういう将来の計画、見通しも立てた上で、考えていかなきゃいけないということだと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） この問題、リフォーム制度については、今までもずっと、要望しておることですし、内容としては、やっぱり小さな業者、入札もできない業者、そういった人のためにもそうですし、それから、やっぱり本当に町民は、例えば1万円でも2万円でも補助があれば、大変嬉しいという気持ちを持っているということを、まず、町長にも知っていただきたいと思うのが、私の思いなんですけど。

やっぱり、考えていただいて、登録、申請もしにくいと言いますけど、それは町のやり方で簡単にできる方法も考えていただいて、これからぜひ、また検討していただくことをお願いして、次の質問に入ります。

次は、学校統廃合問題は地域のことも含めて同時に進行するべきではないでしょうかということで、11月の25日の学校・保育園規模適正化調査特別委員会で、教育委員会から報告と資料を提供されたが、跡地利用を含め住民が十分に納得した進め方をしていないと後々まで禍根を残すことになります。

そこで、統合ありきの今の進め方でよいと思っておられるのか。町長の責任を問いたいと思います。

江川小学校と佐用小、中安小と徳久小は26年4月に統合決定として、校名・制服・校章・地域との交流事業ほかを進めています、2校中心で決定するような進め方で、本当にいいのでしょうか。このような進め方だと矛盾が生じます。また、既に生じています。3校で十分な協議が必要ではないでしょうか。

学校問題は歴史を含め地域全体で乗り越えようとしている時に、なぜ、このように急ぐのですか。もっと慎重に進めるべきではないですか。町長の見解を伺います。

町長に、お願いします。

議長（西岡 正君） 町長、それでは、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 学校統廃合問題について、町長の責任を問うというお話なんですけども、どういう責任かということについて、これは、やはりお互いに責任を持って、それぞ

れの立場、担当で、この問題に、こういう課題、それぞれの課題、いろいろな課題に取り組んでおります。

学校の統合ということについては、基本的に教育の問題として取り組んできたわけですから、まず。

その中で、教育委員会が、当然、教育委員会として独立した、やっぱり教育という機関としてですね設置をされているわけです。そこが、その教育委員会が、当然、学校の教育のあり方について、これを検討し、それを皆さんに提案をし、結論を出していくという、これは教育委員会の仕事です。そういう意味で、教育委員会が、この学校問題として、責任を果たすということでの話であって、町長が全て責任をこの問題、教育について責任を取るというのは、これはある意味では越権行為ですから。

そういう、その今のご質問については、私は、非常にまあ、その点、きちっともう一度、考えていただきたいというんか、確認をしていただきたいと思います。

それと同時に学校については、地域とのね課題、いろいろな学校、地域での今後、跡地を含めて、また、その施設の後の問題、地域とのこれまでの、いろいろな活動をどうしていくのか。こういう問題については、当然、行政としても、町としてもですね、同時に考えておりますし、現在もそういう協議会をつくり、協議会の中でも、これから検討していくということにしておりますので、今、笹田議員は、早急に早く進めすぎているというふうにお話になりますけれども、これまでも特別委員会も設置していただいて、ずっと地域に、まず、全体に説明をし、また、関係者との協議会を持ち、懇談会を持ってですね、そこでの結論を出した上で、今回、具体的に、佐用小学校と江川小学校の、まず4月からの統合。中安小学校と徳久小学校の、まず統合という形で、これも、ほかの地域において、例えば江川小学校と佐用小学校だけではなくって、将来的には利神小学校も一緒に統合するという、そういう話し合いもずっとされてきた中で、利神小学校区においては、当分の間、これは、この協議については、休止をするという結論を得た上で行っているんであって、それを一方的に利神小学校を離してやっているわけではないし、中安小学校、徳久小学校の問題についても、三河地域は、当面、三河小学校として存続をしたいという地域の結論を持って、そういう話ができていっているんであって、全く今、笹田議員が言われているものは全体のことが分かっておられないというんか、理解をされていないというふうに、私は思っております。

以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 教育長のほうからは、ありますか。いいですか。

はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） 答弁をいただいたわけなんですけど、なぜ、責任を問うかと言った理由ですけど、私が答えなくてもいいんですけれど、私としても言いますが、やはり兵庫県では珍しく、ここの教育委員会は町長部局になっているわけで、それと、教育を中心に、もちろん

〔町長「そんな考え方で言われたんじゃ（聴取不能）」と呼ぶ〕

8 番（笹田鈴香君） すいません。どっちにしても、

〔町長「どっちにしてもじゃあらへん（聴取不能）」と呼ぶ〕

8 番（笹田鈴香君）

ちょっと言葉、言葉足らずですいません。

教育と、あれは地域をね、やっぱり一緒にするということは、やっぱり町長も学校というのは、町の持ち物でしょう。教育委員会のものじゃないですね。町有の所有物だと、財産だと思うんですけど、そういった意味で、やっぱり土地もちろん、建物もそうですけど、そういった意味で、町長も一緒に、やっぱり教育はもちろん大事ですよ。子供のために一生懸命するのは、本当にいいことなんですけど、それと同時に学校のこともしていかないといけないと思うんですね。

ということは、さっき説明会もしましたと言われたんですけど、その説明会の時に、つい一昨日ですけどね、そこに行かれた地域の人ですけど、跡地のことも考えなあかんとやったのに、跡地のことは後回しになっているんやって、これは、どういうことやいうことで、もういっつも聞き入れてもらえない。そういうふうに、住民の方は、その説明会に行かれた人は言われておりました。

それから、もっと地域の人が協議の場を持たなあかんだろうと。これ以上、また、ほかの人ですけど、管理なんかできないでとかいう人とか、それから、今行かれています、ずっと、本当にその役員の方、一生懸命されているんですよ。疲れた夜にも何回も出かけて行って、それは、よく分かるんですけども、しかし、行っている人は、もう地域のことは聞いてもらえんから、ただ、自分の意見しか言えないと。帰って、集落に帰って相談して、審議して、その場には持っていけない。だから、個人的な意見を言っとんやという人も、これも一昨日、役員の方なんですけど、そうやって、それまでに、そういう声聞いてますけどね、そういった意味で、地域のことを、もっともっと地域、跡地、そういったことも含めて考えていかなあかんという意味で、町長の責任を問うということで、私は、お尋ねしたわけなんです。

それで、この特に跡地利用をなぜかという、この間も避難所のこと出てましたけど、江川の小学校、例えば、江川小学校で言いますと、この間も4年前の水害の時も水害に遭って、そこも避難所になったわけなんですけども、やはりたくさん来ると、災害が起きますけど、一応そこは避難所になっております。すると何かあった時には、今は校長先生とか学校の先生が来て管理されますので、そこがすぐ行けますけども、すぐというか、そこを避難所に使われますけど、もし、先生も学校が廃校になった場合です。

議長（西岡 正君）

はい、残り3分ですので、答弁が必要でしたら、その時間の配分をお願いします。

8 番（笹田鈴香君）

いや、答弁はいいです。分かりませんけど。

そういうことでね、跡地利用について、本当にもっともっと真剣に考えて、そして協議を早くして、同時に進めて行かないとだめだということを一般の人も言われております。

それと協議会で決まったと言われるんですけど、協議会の中でも校名のつけ方とか、協議会の会議録ですね、それを見ても、もう1回やり直したらいいんじゃないかという声も出ていても、最終的には、ちょっと言葉が忘れちゃったけど、もうしょうがないというような方法で進められている文書がたくさん出てきます。

そういった、私は傍聴していないので、その議事録と報告しか分からないわけですが、でも、行かれた、参加した保護者の人とかに聞くと、もういくら言っても聞いてもらえないんだという、そういったねことも言われます。

それと交流の件ですけども、例えば、交流事業も今も協議会の中で話題になっていると

思うんですけども、例えば、私は、江川のことしか現実を見てないんですけども、米づくりにしても、現実には、もう田植えをしながら地域の人と一緒にあって、それも自分たちが学校から、その田んぼが見える、途中で来て草を刈ったりしてしている姿を見るとか、そういった意味でも本当に地域全体となって、それが教育の場になっていると思うんですね。

そういったことも協議会では検討協議されていると思うんですけども、本当に地域と一緒にあってやっていることは、地域の人も含めて、やっぱり話を進めるのであれば進めていただく。で、まあ、どうなるかは、分からないというか、例え統合になるにしてもですね、もっともっと声を聞いてしないと、本当に私から見ると、すごく納得して、合意してやったと言われているんですけど、本当にこれが合意かなという感じがします。

昨日の教育長の答弁の中で、挨拶のことが出てましたけども、挨拶が一番だというようなことを言われておりました。本当に、今では、学校の行き帰り挨拶もできますが、もし、スクールバスになったら、ほとんどもう会えないんですね。乗り場から家までの間に出会えばそうですけど、奥のほうに行くと、家と家の間があまりなかったりして、今までのような声掛けもできない。そういった状況になると思います。

それと、もう一つ、

議長（西岡 正君） 時間になりました。

8 番（笹田鈴香君） 時間ですね。すいません。

〔教育長「答弁させてください。答弁させてください！」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） すいませんが、答弁含めて1時間ですので、その配分は、議員にも申し上げておりますので、言い分があらうかと思えますけれども、時間がまいりましたので、よろしくお願いします。

〔町長「一般質問というのは、答弁があるから一般質問（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君の発言は終わりました。
続いて、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔17 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

17 番（平岡きぬゑ君） 17 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、3 項目について質問を行います。

1 項目目は、この場から過疎化対策について、そして2 項目目の支所・出張所機能の充実についてと、3 項目目の佐用ゴルフ場水道料金軽減は問題については、議員席のほうから行いたいと思います。

それでは、まず1 項目目、過疎化対策についてお伺いします。

佐用町は、人口が激減して今のままでは寂れてしまうという多くの町民の皆さんの声があります。町長は町の現状をどのように認識し、対策を行うのか。町民の暮らしを応援する施策が必要だと思うが、その見解を伺います。

その一つに相生市は、学校給食費の無料化や保育料の軽減など若者定住対策支援策を市長の決断によって実施し、人口の社会増減では増加に転じています。

①、若者定住対策について、具体的な施策を明らかにお願いします。

②、学校給食の無料化は、町長の決断ですぐに実施できる施策ではないでしょうか。

③、保育料の軽減や保育園入所にあたって、関係者の切実な声に耳を傾ける行政の姿勢が、まず必要だと思います。町民の声を反映するための具体的な取り組みを求めます。

二つ目に福祉タクシー・さよさよサービスの現行制度の充実を求めたいと思います。

通院に活用している高齢者から、タクシー券は回数制限があり、現在、既に券がなくなっていました。さよさよサービスは、お医者さんの曜日が受診日と違うので利用できないとの切実な声が寄せられています。

そこで、必要な人が購入できるようタクシー助成券購入の増刷を求めます。

②、さよさよサービスは毎日運行し、利用しやすいものに充実するべきですが、検討を求めたいと思います。

3点目に、町民のアイデアを取り入れる体制づくりについて伺います。

その①つに、町は企画防災課に地域活性化支援会議を設置し、スタートしているとのことですが、その取り組み内容を明らかにしてください。

②、常に町民の声を聞き町政に反映する姿勢が必要だと思いますが、その点について、町長の見解をお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。
過疎化対策についてについてということでございます。

高度経済成長時代からの日本の社会構造は、地方から都市部への大学への進学・企業への就職など、活躍の場を求める若者の都市への流出が、ずっと続いてきていることに加え、近年の少子高齢化で、山間部では過疎化が進み、自治体の将来に暗い影を落としております。佐用町も、当然、例外ではなく、佐用町のような全国の中山間地域において、この過疎化対策という問題は長年の大きな課題でございます。

平岡議員ご指摘の町民の暮らしを応援する施策が必要だということで、若者定住対策について、施策を明らかにされたいということについてでございますが、まず、若者が定住を考えた時、就職の場が、当然、必要となります。現在のところ、西播磨圏域内の就職の場としての播磨科学公園都市部への企業誘致も、ある程度進んできており、佐用町におきましても播磨科学公園都市圏域として、兵庫県をはじめとした関係機関との連携のもと、企業誘致による雇用拡大を図っております。

一方、既存の企業における就職相談につきましても、西播磨地域で開催をされます就職フェアや、出張個別相談会など、若者の雇用につながる就職情報などの広報や、本年7月からは佐用チャンネルのデータ放送を活用して龍野公共職業安定所の最新の求人情報もお知らせをいたしております。

ただ、今の現状として、町に働く場所がないというふうに、ずっと言われてきているわけでありすけれども、社会福祉施設や、また、病院など、職種によりましては、非常に人手不足というような現象も出てきております。看護師や、また介護士など、募集してもですね、なかなか人が集まらないということで、今後のこういう福祉施設、医療施設のですね運営においても、非常に危惧されるところであります。

職業の選択の自由というのは、これは当然、誰もが持っているわけでありまして、強制はできませんけれども、若い人たちにも、今の社会の現状に目を向けていただいて、そういう社会を支えていく仕事、そういう仕事にもですね、関心を持っていただけたら、もう

少し、この仕事、職場の場が広がっていくのではないかなというふうにも考えております。

今後とも、人材を求める、そういう企業情報をお知らせし雇用の場の確保を図ることに努めて、定住促進を進めてまいりたいと考えております。

また、住宅対策につきましては、宅地造成事業の実施による優良宅地の提供や、町営住宅の運営など、それぞれ工夫を凝らしながら地道に取り組むことが肝心であると考えております。

例えば、定住促進住宅へ入居される新婚・子育て・単身勤労者世帯につきましては、使用料を安価に設定するとともに、従来は収入要件で町営住宅へ入居できなかった、新婚世帯や子育て世代の入居についても、収入基準を緩和することにより、若者世代の定住対策を進めております。

その他、さよう子育て支援センターを中核として、平成 22 年度から町民相互で子育てを支えあうファミリーサポートセンター事業も実施しており、若者・子育て世代の側面的な生活支援を図っているほか、乳幼児医療の対象を、昨年 7 月から中学 3 年生までに拡充を、所得制限の緩和等を行うなど、経済的な支援を通じ、子育て環境の整備と、若者・子育て世代が暮らしやすいまちづくりを推進しております。これらの施策も、特に若い世代の定住対策に関する重要な施策であると考えております。

さらには、光ファイバー網を敷設して、都市部に劣らない情報通信環境の整備も図ってきたことに加え、J R 姫新線の新型車両の導入と高速化などのインフラ整備も、定住のための魅力あるまちづくり、生活しやすいまちづくりの一環として取り組んでまいりました。

これまでの議会でも述べてきましたとおり、国全体が人口減少社会に入った中で人口減少や過疎化に対する特効薬はございません。これまで同様、住民の方と行政が協働する中で知恵を出し合い、魅力あるまちづくりを推進しながら、町の将来を築いていくことが重要であると考えております。

続いて、学校給食の無料化は、町長の決断ですぐに実施できる施策ではないかということでございますが、学校給食費の無料化につきましては、この 9 月議会の一般質問でもお答えいたしました。現状においても設備費や調理・運営費を除いた食材の原材料費のみといたしており、保護者の皆さんにできる限りの負担のかからないよう配慮をしているところでございます。このため、学校給食費の無料化については、考えておりません。

次に、保育料の軽減や保育園入所にあたって、関係者の切実な声に耳を傾ける行政の姿勢が必要だ。町民の声を反映するための具体的な取り組みを求めるということについてでございますが、保育料は前年分の所得税計算額と前年度市町村民税の額により、保育料徴収額基準を町で定めておりますけれども、本町の保育料は、近隣の他市町と比較しても低額となっており、国の基準の約半額といたしております。また、同一世帯から 2 人以上の児童が保育園に入園している場合は、2 人目の児童は半額、3 人目があれば 3 人目以降の児童は無料といたしております。

また、保育園の入園等の相談につきましては、保育園、担当課において、随時受け付けているところでございます。今後もこれまでと同様に対応をしまいたいと考えております。

2 点目の福祉タクシー・さよさよサービスの現行制度の充実を求める。必要な人が購入できるようタクシー助成券購入増刷を求めるということについてでございますが、昨年 6 月議会におきまして佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正をいたしまして、タクシーの助成券につきましては、年間 3 冊まで購入できるように改正をしたところです。これまで 3 冊目は通院に限定をいたしておりましたが、その要件を撤廃し、購入しやすくしたところであり、今年 4 月から 11 月末で 225 名の方が 3 冊目を購入されておりますけれども、タクシー助成券の購入増刷については、さらに今後の推移を見ながら検

討をしてまいりたいと思います。

続いて②番目のさよさよサービスは毎日運行し、利用しやすいものに充実すべきであるということについてのご質問ですが、再三、こういうご質問なり要請を受けておりますけれども、今年4月よりさよさよサービスは社会福祉協議会へ移譲し、一体的な福祉サービスを展開することで交通利便性と住民福祉の向上を目指しております。4月から現在までの利用者は、延べ人数で約8,500名と、たくさんの方にご利用いただいております。今後とも、外出支援事業としてタクシー運賃助成事業とさよさよサービス事業の公平性を保ちながら、高齢者等の方の地域の交通機関として、活用していただきたいと考えております。

次、3点目の町民のアイデアを取り入れる体制づくりについて問う。地域活性化支援会議に関するご質問でございますが、町では、佐用町のまちづくり施策を企画調整し、総合的に支援するために、町内組織として地域活性化支援会議を設置をいたしました。この会議は、副町長を座長として企画防災課長・総務課長等の11名で構成をしております。主な役割としては、地域活性化を支援するため、地域づくり協議会と連携して、地域の状況把握や、地域づくりに関するアドバイス等、町と地域づくり協議会のパイプ役として調整役をつとめるほか、地域づくり協議会からの要請により、各分野の知識を持った職員を派遣し、研修会、勉強会等を行うなど、地域の皆さんとともに、地域活性化について検討を行おうということでございます。さらに、地域での協議が進み、具体的な実行計画を策定する場合は、庁内にワーキングチームを結成し、取り組みを支援したいと考えております。

この地域支援活性化支援会議については、地域づくり協議会センター長会において、概要等を説明し、地域との連携を推進しているところでございます。

次に、常に町民の声を聞き、町政に反映する姿勢が必要であるということについてでございますが、町民の皆様の声を聞く機会として、最近では9月に13会場で実施をいたしました行政懇談会もその一端でございますし、その他必要に応じて関係課等が出向き、住民説明会や懇談会などを開催しております。ご参加いただいた町民の皆さんからは、様々な貴重なご意見、また、ご提案もいただいております。町として対応すべき事項については、可能な限り対応を図っているところでございます。

また、本年4月には、町民の皆様の声を聞くため、パブリックコメントの実施を定めた佐用町まちづくり基本条例を施行いたしましたところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 私の前の議員の質問にも取り上げられていたので、重複するところもあるかと思うんですけど、まず最初の人口の激減、これは全国的なものだから、仕方がないということ、まず言われて、いろいろな施策を言われたんですけど、その減少を留める事例が相生市で、近くであったということで新聞にも紹介されているのですが、その中で、やはり住み続けられるような、その一つ具体的に組み込んだ結果として、本当に組み込んで、まだ2年、まだ3年目を迎えようとしている中で、こうした変化が生まれているというのは、私は、大事な参考にしたらいいいという施策だと思うんですね。

その一つとして、学校給食の無料化、これは従来からご回答では、考えていない。その一言で終わられるんですけど、昨日の金谷議員が学校給食での地元産食材を使って、いわゆる地産地消の拡大で町内経済の活性化につなげる、そういう立場からの質問を行ったところ、教育委員会の担当課長がですね、給食費の関係で、生産者には固定価格として対

応してもらっていると答弁がありました。

兵庫県も、この地産地消の推進を掲げておりますし、国も 2015 年度までには、給食に使う地場農産物の利用割合を都道府県平均で 30 パーセント以上とする方針も示されております。地元で取れた食材を地元で消費していく。この農業の活性化にもつながるという意味からも学校給食の無料化に取り組むことによって、そういった点で町が積極的にかかわることができるのではないかと。こういう立場から無料化は、改めて考える考えはありませんでしょうか。お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 給食費の関係で、その納入価格とか、そういうものが当然制限される。それは給食費の、今、原材料価格をですね 1 食当たり 200 幾ら。

〔教育課長「50 円」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 250 円に、一応設定をして献立を考えております。

ですから、当然それは、一応、設定された 250 円という中で、どれだけ栄養を、バランスを考えながら地元食材も、そこで活用していこうということで、そういう取り組みが、今、されているということは、まず、ご理解いただきたいと思います。

で、後その、それを無料化することによって給食費の原材料費を全く考えずに、じゃあできるかと言ったら、そういう問題ではありません。当然それは、ある程度決められた、ある程度の額というものはね、定めた中で、そこで例えば無料化にされたとしても、それは給食をつくっていくということになります。

ただ、その給食のことだけをね、今、取り上げられますけれども、これ、やはり佐用町としても、ほかの町においてもですね、だいたい行政というのは、自分の町の財源だけで、この町の運営をできているわけではないわけです。財政力ということで、自主財源が、その町によって、かなりの差はありますけれども、ほとんどの町が、自分の町からの収入だけでは、町の運営はできないということで、その足りないものを交付税という形で、国が補填をしてくる。していただいているわけです。

ですから、佐用町が、他町と比べてですね、極端な、こういう政策が人口対策だとか、定住対策だと言いながらお金を給付していくという、負担をしていくということをする。それだけの余裕があるのであればですね、当然、それに対してですね、国としても、県としてもですね、それは、その全体のバランス、交付税についても、当然、そこでの査定というものが生まれてきます。それだけ、余裕があれば、その分というのは減額をされるということ、私は、考えられるだろうなというふうに思います。

ですから、町としても、給食費においてもですね、そのように実際にかかっている経費というのは、1 食当たり、多分、この倍ぐらいのお金は、かかっております。それを材料費のみに抑えて給食費としていただいているという状況というのは、これはほかの他の町でもやっていることでありまして、ほかの町と比べて、一番やっている相生市と比べてとばかり言われますけれども、じゃあほかの宍粟市、近隣の上郡町、じゃあそこ、たつの市、そこと比べてどうなんですかというふうに問わざるをえないわけです。

まだ、上郡町のようにですね、できてないところもあるわけですから。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 私はですね、比べる場合ね、自分の町よりも、本当に住みやすい町を参考にしていくというのが、基本的に大事だと思うんですね。比較する場合ですね。

それと、先ほど、交付税の問題で、余裕があれば、給食費を無料化にするというのは、余裕があるというふうに判断されて、国は交付税を削減するのではないかというような答弁があったんですが、そういうことにつながるんですか。ちょっと、聞きたいです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、給食費だけじゃないですよ。こういうふうに他町と比べて、あらゆることに、それだけの削減をやっていくとですね、無料化とか、そういうことをしていくと、そういうふうになりますよということです。

これは、例えばですね、よく公的に負担をしなければならないような制度というのは、特にね、いろいろと今回の 10 月の、いろいろ選挙の中でも、いろいろと言われてきました。そういう介護保険料、また、国民健康保険料、こうしたね給食、保育料。特に、保育料なんていうのもですね、少なくとも、それぞれの町によって、ある程度、努力した結果で違いますけども、これを例えば無料化とかというようなね、では、それに対しての交付税というのはいただいているわけですから、当然、査定をされてきます。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） いや、提案した内容について、査定されてくるという予想なのか。それとも、ちょっとこだわるようですけど、その交付税が削減されたという経験もあるということなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そこまで、私は、しておりませんから、経験はありません。そうなるということは、予想されるということです。それは、当たり前だと、私は、思います。

国においても、余分な、そのね、行政、（聴取不能）、そんなことができるんでしたら、それは、町の自前のお金でやりなさいという話になるのは当然だと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 以前、この問題については、何度も取り上げてきました。

その中で、この給食費を無料にするための年間の費用は、約 7,000 万円弱だというふう
に担当からは回答を得たところなんですけど、この 1 年間に全ての小学校、中学校の生徒
さん、児童が、給食費の無料化を実施することで必要な 7,000 万円という金額は、佐用町
では負担できない金額、お金の問題ではないと、確か、町長は答弁されているんです。そ
こらへんとの兼ね合いからいくと、先ほどから言われている不安材料というのは、不安で
あって、そのことをすることによって、むしろ学校給食の無料化についてね、私どもも厚
生常任委員会で 11 月 18 日に相生市で視察した時に、その担当者の方から説明受けました。
その説明の中では、この給食費の無料化によって、保護者の方がですが、子育てに対し、
精神的な余裕ができた。子供に対し向き合えるようになったと、そういう声が、効果が
ありますという説明も受けているところなんです。

金額だけのことでなくて、こういった本当に教育上重要な効果もあるわけですから、
ぜひできないということで退けられないで検討課題として、引き続きお願いしたいところ
なんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろな考え方はあります。

しかし、私は、学校給食というものの、やっぱりこれは、子育てという中でね、本来はお
弁当をつくり、親が食事を与えるという、この一番大事なところがあるわけです。それを
学校で行っているわけですけども、今、佐用町としては、学校給食を実施、ずっとして
きております。その中でね、保護者、親が、その材料費を負担するというのは、親として
の、これは当然の務めだと思います。

だから、お金が余裕があるから、ないからというだけの問題ではなくって、考え方の問
題として、私は学校給食の無料化というのは、私自身は考えておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） じゃあ、教育委員会、教育長にお尋ねしたいんですけど、この学校
給食の無料化について、お金の問題ではないと町長も言われているんですが、教育上は、
どうお考えになりますか。お尋ねしたいです。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私も、給食の無料化については、好ましくないと考えております。

これは、今までも、いろんな何回も質問ありましたが、今も変わっておりません。

やはり、お父さんお母さんや家族が、しっかりと働いて、そのお金を月々納入していた
だいて、そのことによって、自分は生きていくと、そういう実感をお子たちに、これから
も与えていきたいと、そのように考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 見解が違うということで退けられているようですけれども、具体的に人口が、ドンドン減っていく中で、若い人たちが、そこで住み続けられるという、そういう大きな施策の一つとして、私は、重要な問題だというふうに思いますし、引き続き、いろんな角度から要求はしていきたいと思います。

それで、福祉タクシー、さよさよサービスの現行制度の充実ということで取り上げているんですけれども、これの関係で、6月議会で3冊まで増刷したと。しかし、この増刷された方が225人、現実に購入されているんですけれども、その中の方の声として、先ほどは、もうなくなったのという声紹介したんですが、もう一方、ひとり暮らしで在宅で頑張っておられる方があるんですけれども、ほかにもたくさんあると思いますが、私が聞いた方ですが、タクシー券は、既に5月の段階でなくなってしまったと。今は、主に病院行きで全額負担で通院しているというお話でした。

このままいくと、入院というふうな方向にならざるを得ないのではないかと本人さんも不安がられておりました。入院となれば、健康保険の財政も増えてきます。できる限り住みなれたところで生活してもらうためにも、タクシー助成券というのは、そういう大きな役割を持っておりますので、現在3冊までということなんですけれども、増刷を求めたいと思います。

それと、さよさよサービスは、この4月から社会福祉協議会に移譲されておりますけれども、その利便性について、利用しやすくする改善を町として求めていくということは大事だと思うんですけれども、その点、社会福祉協議会との関係でいくと、この改善について、改善できるというか、そういう点の声が反映できる状況については、どうなっていますか。ちょっと、その点、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 高齢者や障害者の方のですね、こういう交通対策、支援、これ先ほど、相生市が子育てとか、そういうことについて、ほかの市町と比べても突出したことをしているという、そういうところを参考に要求していくんだという話なんですけれども、ある意味では、佐用町としては、ほかの他市町と比べてもですね、これだけの対策をしているというのは、少ないわけですね。

そこまでしていても、今度は、それを、また以上にもっともっと充実しなさいという要求が出てくるわけです。

やはり使って、利用していただくということは、非常に制度は使っていただきたい。これは十分に活用していただいたらいいと思うんです。

ただ、それには、相当の公費、お金も、みんなのお金を使っているということを、このことをやっぱりご利用していただく方にも、これは理解をいただいて使っていただきたいと思います。

で、3冊増刷してですね、はや5月までになくなった。なくなったからね、その通院できないんだとか、入院しなきゃいけないだとか、そういう方がいらっしゃるから、全体を

もつともつとしなきゃいけないんだという議論は、これは、私は、間違っていると思います。

そういう方が、どういう状況なのか。例えば、その方が、特別にこういう状況なんだということであれば、その方に対しての、また、そういう支援というものが考えられるのかどうか。これは、検討すべきだと思います。

で、少なくともですね、タクシーを使っただいて、半額助成をし、相当の1回使えば、公費を使います。これについても、前からお願いしているのは、できれば、一緒に二人で使えば倍に使えるわけですし、3人で使えば3倍に使えるわけですから、そういう使い方もお願いしたいということも言っています。

そりゃ、近所に、そういう方がいらっしゃらない。自分だけで行かなきゃしょうがないんだと、いろいろ事情があります。でも、どこまで、そういうことが努力されたのかなということも、やっぱりきちっと調べてね、聞き取りした中で、そういう、その方に対する対策をしなきゃいけないと思います。

それから、さよさよサービスを社会福祉協議会がね、今、運営をさせていただいておりますけれども、基本的には、佐用町が、そのさよさよサービスの運営のやり方というものについては、そのまま運営を続けてくださいということで、移譲しているわけでありまして、それ以上に、社会福祉協議会ですから、社会福祉協議会が独自にやっておりました有償の輸送サービスとかね、そういうものもあわせてね、それは取り組んでもらえば、それは社会福祉協議会としての努力といいますか、工夫ですから、それはやっていただけたらいいと思ってますけれども、基本的には、一般のさよさよサービスの運行については、隔日で、1日おきで、地域を決めてですね、今、予約をいただいて、運行をしていると。

だから、この点について、町がもっと改善しなさいというようなことをですね、言う必要ありませんし、それは、そういうことで約束、お願いしているわけで、町が、こういうふうにしてくださいということを、当然ね、それは予算も含めてお願いすれば、社会福祉協議会としても、それは受けてやっていただくということはできるでしょうけれども、町は、当然、今まで、これまでやってきたものを継続してやっていただきたいということでの運営を、今、行っているわけでありまして、町が、そういうことを言う必要はありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

町長（庵逄典章君） 町長には、理解、思いが伝わってないのは、よく分かりました。

高齢者の運転事故が、現在増えてきているというのは、昨今のマスコミでも取り上げられているところなんですけど、でも、現実には車がなければ生活が成り立たないというのが、イコール生きていけないという状況にあるという現状については、町長は、認識されているのかという点を聞きたいんですけど、その移動する権利を保障するという、そういう大事な仕事が自治体にあります。

交通弱者の支援について、支援するというのは、単に、その人への助成ではなくって、お金を出すことによって、町内の経済を循環させるという、そういう投資でもあるわけですから、いつまでも、この住みなれた地域で住み続けられるために、そしてまた、その人が住むことによって地域を維持していくためには、私は重要だと思うので、その先ほどから、取り上げております交通問題について、より改善していくというのは、その特別の無理な要求をしているわけではないということをご理解していただきたいんですけど、その点

は、もう一度、お願いできますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私が、今まで何度も言っていることを、私のほうからご理解いただきたいと思うんですけども、移動することのね、権利を保障する。それ、どこまで権利を、それが権利なのか、それをはっきりしてください。それを全てね、今、町がこういう対策をしているというわけではないということを申し上げましたね。

佐用町としては、そういう方々にとって、確かに、こういう過疎地、また、交通機関のない中で、生活するためには、移動する手段というものが要るということで、タクシーの助成券もつくり、また、さよさよサービス隔日、1日おきとしても移動できるようにしてます。そういう、それにまだ、三河地区においてはですね、バスのコミバスの運行もやっているわけです。利用する人も、それをやっぱり活用できるように工夫して使うという努力も必要なんですね。

それもなしにですね、今言うように、いつでも好きな時に使える。その権利が要るんだと、それが保障されないのはおかしいんだという議論は、これは全く、私は、間違っているというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） ええっとですね、町民のアイデアを取り入れる体制づくりということで、地域活性化支援会議の設置、これは私もですね、学校の統廃合の関係で出された会議録を読み進める中で、この会議ができたんだなというのを知ったんです。なので、ちょっと内容が、よく呑み込めておりません。

もう既に、スタートしているというふうに副町長が、ある懇談会で話されている内容を見て、こういう取り組みをされているんだということを知ったんです。

それで、構成メンバーは 11 名だということが分かりましたけれど、具体的に、7 月ですか、スタートされて、今、具体的にはどこまで出向いて説明もしていると、そういうことも言われているんですけど、もう少し、内容をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 地域活性化支援会議についてはですね、町長が申しましたように、庁舎内の内部会議として立ち上げたものでございます。

で、11 名のですね、委員といたしましてはですね、副町長を議長といたしまして、総務課長、健康福祉課長、農林振興課長、商工観光課長、生涯学習課長、それから上月支所長、南光支所長、三日月支所長、それから、教育委員会の教育課長、それから私、企画防災課

長が入ってやっておりますけれども、この中で、町のまちづくりをですね、まちづくりにかかる施策を企画調整するというのも町長、お伝えしたとおりですけれども、第1回目の内部会議で、こういう会議を開くということを確認した後、今後ですね、地域づくり協議会などからですね、いろいろな要望が出きた段階、あるいは、こちらからですね、こういうことができるんじゃないかというようなことをですね、内部的に今、会議を開いているところでございます。

で、この中ではですね、我々がですね、企画防災課の私と室長が、それぞれ、それぞれというかね、地域づくり協議会の中に、出ていくこともやっております。既にですね。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） それと、もう一つ、常に町民の声を直接聞くということが、その地域、それぞれ合併して、8年経過するんですけれども、個々の課題というのは、具体的にやっぱり特徴があります。そういう点で、直接、町民の声を聞くという意味では、私は、町長が9月に出向いて話をしたというのは、それは選挙前の話ですからね、それで直接、出前町長室というのを開設を求めたいと思います。これは、要望だけしておきます。時間の関係がありますから。

で、2項目目、支所・出張所機能の充実についてという点で、質問を行います。

合併後、支所・出張所の機能が後退していると思います、町長の見解を伺いたいと思います。

そこで国は2014年度、来年度ですねから支所への地方交付税による財政支援を行う方針だと最近、新聞で報道されているところなんです、では、具体的にどのようなのか、伺いたいと思います。

その一つとして、財政支援内容。

それから二つ目に国の支援により、支所の体制がどうなるのか。

三つ目に、石井地区には、出張所を新設すべきではないかと、私は提案したいんですけど、この3点について、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、続きまして、支所・出張所機能の充実についてのご質問にお答えをさせていただきます。

支所及び出張所につきましては、合併以降、変わりなく現状の上月、南光、三日月の3支所と三河の1出張所でございます。

平成22年度には、役場組織の機構改革によりまして、支所の総合窓口課と地域振興課を統合し、地域振興室となっております。

しかし、支所の業務自体に変更はなく、総合窓口課として行っておりました住民登録事務や戸籍事務などは、地域振興室で今までどおりサービスの提供を行っております。

総務省においては、平成26年度から合併した自治体への支援措置として、実際の支所の数に関係なく、合併前の市町村の数によって地方交付税を算出する方針を示しており、

支所などへの財政支援がなされると推測をされますが、算定方法など、詳しい情報は、現在示されておらず、総務省や県からの情報収集に努めているところでございます。

平成 25 年 8 月に総務省が出した平成 26 年度地方交付税の概算要求の概要では、地方交付税の総額を 16 兆 8,000 億円といたしており、前年度に比べ 1.8 パーセントの減額となる見込みで、4 年ぶりに 17 兆円を下回る要求となっております。

さらに、その 16 兆 8,000 億のうち、リーマンショック後に導入された別枠加算分、平成 26 年度予算要求額 9,000 億円についても 2014 年度予算編成の基本方針の原案に速やかにこれを廃止すると明記され、その代替財源が確保されなければ、平成 26 年度の地方交付税の総額 16 兆 8,000 億からさらに減額されることとなり、交付税総額が 15 兆 9,000 億円となってしまいます。

平成 25 年度の地方交付税の総額、17 兆 1,000 億と比較して、約 7 パーセントの減少となり、普通交付税の減額が現実味を帯びてきている状況でございます。

このように、地方交付税の総額が減少すれば、支所などへの財政支援が増えたとしても、ほかの項目において減額されることが予測できて、本町への財政面での効果はあまり期待できないのではないかというふうに考えております。

このような状況の中で、新たに支所や出張所を増やすことは、考えられない状況であり、現在のサービスを維持していくことが重要だと考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 合併して 8 年が経過するということを何度も言っておりますけれど、この佐用町、役場のある中心部と、そして合併した周辺部の発展のためには、旧町単位である支所機能の充実というのを、私は、重要だと思います。

で、質問した国からの支援ということについては、むしろあまり効果が期待できないというふうにご回答だったんですけども、まだ、その現在、算定方法とか具体的なことについては、幾らになるとかということには、その答弁では、全くわからないということなんですか。そういうことなんですか。もう一度、確認したいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今、答弁させていただいたとおり、そういうことを、やっぱり考えなきゃいけないだろうということで、今、議論がされているということですけども、その、ただ、出張所や支所があれば、その数によって、その分がね、加算されたとしても、先ほどのように、要するに、その分でいただくというわけではなくて、総額で、地方交付税が幾らになっていくかということで、町にとってはですね、それが一番大事なんでありまして、そういうことは、今の状況、推移の中でですね、現状の中では、予測はつかない。分からないということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 少なくとも、その支所なり出張所があるという現実のもとに交付算定されるといふ事は、そういうことなんですね。そこのところだけです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、そういうことを考えるという方針は、かなり、そういう方向で考えられているというふうに、私は、思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） それでは、2 項目目は、以上で置きます。

3 項目目の質問を行います。佐用ゴルフ場水道料金軽減は問題との項目で質問を行います。

佐用ゴルフ場の開発計画に伴う南部簡易水道用分水契約は、大型開発に伴う安全性・公害問題・経済効果など町民への影響を考慮して議会の合意で進められてきています。

11 月の厚生常任委員会、議員協議会で報告がおこなわれた佐用ゴルフ場水道料金の見直しについて伺います。

①、佐用ゴルフ倶楽部から 6 月 10 日付けで水道課長宛要請があり、町内のゴルフ場と同様に水道の基本料金を 125 万円から 5,250 円に。超過料金は 400 円を 262 円にする。との説明がされました。水道料金は、佐用町長との南部簡易水道用分水契約に関わる問題であり要請は、当然、町長宛にするのが自然だと、私、と思いますが、町長は、いつ申し入れを知られたのか。

②、変更に伴い水道料金の減収は、平成 24 年度の決算ベースで 888 万 7,578 円の減収になる試算が行われているところです。この金額は、町の水道会計への影響が大きいと思います。町民への将来負担増になり兼ねないと思いますが、いかがですか。

③つ目、この経過から見て、ゴルフ場言いなりの町政運営ではないかと、私、思います。が、その点、よろしくお願いします。。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、佐用ゴルフ場水道料金軽減の問題ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の佐用ゴルフ倶楽部からの上水道契約容量のお願いの文書申し入れにつきまして、6 月 17 日に上下水道課宛に提出をされ、翌月 7 月 11 日に当担当課より、佐用ゴルフ倶楽部への分水契約に至った経緯及び現行の契約内容等の説明を受けて、今後の対応について協議をいたしております。

この問題につきましては、合併後平成 18 年度に使用料金について再度見直し要望があ

り、双方協議する中、2口ありました分水契約を1口廃止した経緯もございます。さらに、佐用ゴルフ場内で分譲取得された所有者からも水道料金が割高であるので町民と同様のサービスが受けられないかという申し入れも受けております。なお、文章の宛先については、特に、課であっても、町長宛であっても問題はないと思っております。

次に、変更に伴う町水道会計への影響について、また、ゴルフ場の言いなりの町政運営でないかということですが、平成24年度使用料金の決算額は約3億6,000万円余りであり、現分水契約から口径別料金に改めると、先般の全議員協議会でもご説明申し上げたとおり約880万円の減で、率にして約2.4パーセントの減、また、歳入全体に占める割合では約1.2パーセントとなりまして、少なくともありません。

しかしながら、現分水契約については、旧南光町時代に、当時の経営者であります播磨興産株式会社と町との契約を行ったものを踏襲をいたしております。昭和60年の11月9日にその契約を行っております。その設定根拠は、当時過去3年間の平均の水道使用料を参考に1カ月の基本水量、1日最大分水量及び料金等の設定を行い、基本水量の5,000トンを超えることはほとんどないと設定をされており、この間、見直しがされず現在に至っております。

今回、佐用ゴルフ倶楽部からの申し出のとおり、使用料が当時とは違い、ここ数年急激に増えており、明らかに状況が変化してきております。町といたしましても慎重に検討した結果、公平公正の観点からも、佐用ゴルフ場の住民の窮状も考慮し、他のゴルフ場と同様の口径別料金へ変更することが妥当と考えております。

また、ご承知のとおり簡易水道事業特別会計並びに水道事業会計の経営状況は、残念ながら使用収益の赤字分を一般会計からの繰入金で充てて賄っているのが現状でございます。使用料金につきましては、建設当時からこの間30数年殆ど料金改定を行ってきておりません。当時は県下で一番高い水道料金などと言われてきておりましたけれども、現在では一般家庭用料金口径13ミリの月20立米と比較しますと、県下45事業所中佐用町は27番目となっております。また近隣市町では、宍粟市、播磨高原広域事業組合は当町より高い料金となっております。今後、将来の経営状況を見据えて、水道施設の統合も視野に入れた検討が必要かというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。あと8分です。

17 番（平岡きぬゑ君） 佐用ゴルフ場から届いた申し出、委員会で配付されたものですね。上水道契約容量変更のお願いということで、一応、課長宛に届けられて、超過料金の現行から、先ほど最初の質問で言ったような形で、超過料金分、現在なら400円、立米当たり増すごとに、そういうものが280円にしていただけでしたらということだったんですが、今回の、町が委員会、上程されている金額でいくと、他のゴルフ場との関係でいくと、この280円というのは、ちょっと今、ちょっと資料見ているんですけど、具体的には、同じようにしていくということなので、ちょっと説明していただけますか。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 同じようにしていくことで説明とは、どういうことですか。同じようにしていきたいということです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

17 番（平岡きぬゑ君） いや、だから具体的な数字。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 水道料金の口径別のメーターの使用料ということで、先般ですね、お配りした資料の中です、きちっとですね、30 ミリ以上につきましては、20 トンまで 5,250 円の基本料金をいただくと。それ以上につきましては、リッター、1 リットルにつきまして 260 円の超過料金をいただくと、このように合わすというような形で、ご説明申し上げたと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 従来からゴルフ場のほうからは、水道料金を軽減してくれという要望があって、今回、合すんだということなんですけど、合す理由の一つとして、先ほどのご回答では、分譲されているゴルフ場の関係者、分譲されている方からの要望があったということだったんですが、その要望内容というのは、私どもは、ちょっと聞いていないので、ちょっと説明お願いできますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） この件につきましてはですね、佐用ゴルフ場内のそこに住んでおられる住民の代表者の方からですね、水道料金についてですね、割高であるというような形で、何とか町のほうでお願いできないかというような要望も聞いております。

そういうことを考慮させていただいてですね、今回、ほかと同じ並というような形にするのが妥当であると考えておりまして、そういうふうな形で、町のほうでも協力させていただけないかなと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 佐用ゴルフ場内の町民というのは、いわゆる別荘の関係者だと思うんですけど、そこらへんの実態が、もうちょっと分かりやすく説明してほしいんですけど、代表者から代表者からということなので、どういう、どれぐらいの人数があって、その代表が誰で、誰というか、固有名詞は別として代表者から、どんな要望があって、それで、ゴルフ場内の、その別荘というのは通年住まわれてない実態があると思うんですけど、そこらへんの事情とか、いわゆる町民は、毎日暮らしに欠かすことができない水ですから、そういうものとは、また、性格が違うんじゃないかと思うんです。

それと、割高と言われたんですが、割高とは、どれぐらいの料金を支払われているのか、これは、町のものではないですから、

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

17 番（平岡きぬゑ君） 議長。

議長（西岡 正君） はい、静かにしてください。

17 番（平岡きぬゑ君） ですから、その内容をね、町がどこまでつかまれているのか、ちょっと、そのところ、お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。はい。

上下水道課長（上野耕作君） 現在、分譲されておる内容につきましては、住民票もこちらに置かれておる方も、多数ございます。

あそこ何軒かいうのは、ここでちょっと資料持って来ておりませんので、ちょっと把握はできないんですけども、そういう方々の代表から、そういうふうなことに、水道の件についてですね、お話があったということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） いや、だから、町民の場合はね、条例でね、口径幾らでっていうの、きちっと条例でうたわれてますよね。

でも、ゴルフ場内の、その水道にかかわられている別荘に住まわれている人、それから通年住まわれている人、そういう実態については、私どもは、何も把握してないんです。後ろから、分かっていると言われたんですが、その方は、分かっておられるかもしれないんですけど、ちょっと委員会でも、きちんとした説明もありませんし、聞いておりませんので、分かる範囲でお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） ゴルフ場内ですね、つくられている別荘とか住宅について、この委員会でもですね、ここは、こういう区域で、こういう給水になってますということは説明したはずです。

ですから、それがね、聞いてないというんじゃないくって、まだ、忘れましてと言われるんでしたら、もういっぺんお話ししますけども、あそこは、ゴルフ場については、給水区域外なんですね。特定区域としての中で、その受けて、事業者の中で給水を、また、そこから給水をされているわけです。

ですから、

〔山本君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） えっ。

議長（西岡 正君） あと1分です。

〔山本君「分かっておる言いようのに聞く必要ないやん」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） うん。

議長（西岡 正君） はい、静かに、あと1分です。

〔山本君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ですから、そこからね、その中にも今、別荘だけではなくって、当然、ここに住民がおられて、ずっと住んでおられる方もいらっしゃいます。

でも、その料金というのは、ゴルフ場が町からの水を、まあ言うたら受けて、買い取って、そこから自分の施設で給水をされているわけです。

だけど、元が高いから、余計にそれに上乗せして経費をかけてしますと、非常に高い料金で使っておられるわけです。そういうことについてもですね、町として、まずは、町水道にしてくれないかというような要望もあったわけです。

〔平岡君「もう時間がないので発言したいんですけど」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 私が聞いているのは、特定地域だから、町としては、幾らの料金で、その方々が、その水道をね、使っているかというのは、

議長（西岡 正君） はい、時間です。

〔平岡君「分からないということですよ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 時間ですよ。

〔平岡君「それと、合せて」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 平岡議員。

〔平岡君「消費税はね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 平岡議員、時間です。

〔平岡君「町民には転嫁しているのでね、その点、問題だと思います」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬる議員の発言は終わりました。

あのですね、こちらが注意した時は止めてください。そういう決まりです。ここで昼食のため休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは、この時計で1時15分から再開します。よろしくお願いします。

午後 0 0 時 0 0 分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を再開します。

あと1名一般質問が残っておりますわけでありましてけれども、ここで午前中の笹田議員の一般質問において、発言の一部取り消しを申し出がございました。この手続きのため、しばらく休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、手続きが終わり次第再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後 0 1 時 1 6 分 休憩

午後 0 1 時 2 0 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

笹田議員からの取り消しの内容について、笹田議員の発言を許可します。

8番（笹田鈴香君） 笹田です。

[illegible]

※※※※※※※※※※、※※※※※、ということの部分を取り消しを申し出します。

それと、もう一つは、私の認識の間違いで、教育委員会は、町長部局と言いましたので、その部分をお詫びしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） ただ今、笹田鈴香君から午前中における発言について、取り消しの申し出がありました。会議規則第 61 条の規定によってお諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） それでは、ご異議なしと認めます。従って、笹田議員の先ほどの申し入れがありました内容については、取り消すことに許可いたします。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

13 番（矢内作夫君） 今の件なんですけども、取り消すことに、私も異議は申しませんが、少なくとも、こういうふうな件については、議長から、しっかりと厳重な注意をお願いしたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、分かりました。

13 番（矢内作夫君） 以上です。

議長（西岡 正君） 議長から、厳重に注意をという発言がございました。

お互いにですね、質問に熱が入っていく中で、失言することもあるかと思えますけれども、十分、皆さんにご迷惑のかけないように、今後、笹田議員をはじめ、当然、笹田議員はもちろんです、皆さんも含めて、ここで注意をしていただきたいなと思ってますので、笹田議員については、議長より厳重に注意をいたします。

それでは、一般質問に入ります。

16 番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。

〔16 番 鍋島裕文君 登壇〕

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

最後になりましたが、どうか、よろしくお願いいたします。

最初に訂正であります、時間の関係上、質問の順番を変更させていただきます。通告 2 項目目の基金のため込み問題、これを先に質問させていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

今、佐用町の貯金である基金積立金は、平成 25 年 3 月 31 日現在で、総額で約 94 億円、このうち財政調整基金 27 億 7,000 万円、減債基金 18 億円、特定目的基金 48 億 3,000 万円となっています。この積立金を町民一人当たりの貯金額として見れば、22 年国勢調査での佐用町人口 1 万 9,265 人で割ると一人当たり 48 万 8,000 円にもなります。この数字は、

ほかの町と比べてどうかと見てみますと、比較できる最新の数字は平成 23 年度の決算カードであります。兵庫県では、29 市 12 町中の中で、県の平均が 12 万 8,000 円のため、佐用町はダントツの 1 位、県平均の 4 倍であります。近隣市町では、最も多い宍粟市が 15 万 1,000 円であり、佐用町は、その 3 倍の積み立てとなっています。

このような佐用町の積立金現在高の中で、町長は、地方交付税の算定特例が切れる平成 33 年度には、地方交付税が 15 億円削減されるとして、このため込みを正当化されています。しかし、これには大きな問題があります。その真偽を明らかにするため、次の項目について質問いたします。

第 1 点目として、佐用町の基金の現状として、1 人当たりの基金額が、兵庫県下でダントツ 1 位であり、同じ合併特例消失問題を抱える隣の宍粟市の約 3 倍に達しているという事実は確認されますか。

第 2 点目、地方交付税が平成 33 年度には、15 億円削減され、町財政が大変になるとの町長見解ですが、まず、(1)として、そもそも合併特例分の主要な内容は、合併当初の職員数は、当分の間、合併前の職員数が維持されるため、職員の雇用を保障する人件費算出のためではないか。

その(2)として、合併年度の平成 17 年度と平成 24 年度の人件費を比べると、年間 8 億 1,456 万円削減されています。このことは、交付税が 15 億円減額されるが、経常経費である義務的経費であります人件費は 8 億円余り既に減っていることを示し、交付税の減額の影響は、この点では 7 億円と見るべきではないのか。

その(3)として、この 15 億円の中には、リーマンショック対策による交付税上乗せ特別加算分が含まれています。この部分を 2 億円と見ると、交付税削減の実質影響額は 5 億円ということになるのではないか。

第 3 点目の質問として、これほどの基金をため込まなくても、財政運営はできるし、むしろ、その弊害も生じるのではないか。借金を見ても、平成 24 年度での一般会計での借金累積額は、167 億円ですが、この 7 割ほどは簡単に言えば返さなくてもよい借金、地方交付税に算入されるものであります。

その(1)として、同じ合併特例消失問題を抱える宍粟市の基金の 2 倍程度にし、基金をね。町民生活支援に財源を回してはどうか。

その(2)、特定目的基金だから崩せないという、このような意見があります。本町の特定目的基金の合併振興基金や過疎自立振興基金、公共施設整備基金、各基金は、財政調整金にも準ずるといえる、そういう基金ではないか。

その(3)、災害後の 4 年間で特別交付税が約 51 億円も交付されました。平年に比べると 27 億円もの増額と考えられます。この財源を、それこそ今、生きている、今、町民のために役立てるため子育て、若者定住、高齢者施策の充実に使うべきではないか。

以上、この場からの質問といたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、一般質問最後となりました鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、基金についてのご質問でございますが、まず、基金をため込んでいるという言い方をされておりますけれども、ため込みというふうに言われますと、必要なことを何もしないで、ただ、お金をためることを目的としているように聞こえます。

町といたしましては、将来を見据えて、計画的な財政運営によって、町民皆様に安心していただけるように福祉や行政サービスを維持していける、いくためにですね、必要な基金として、これまで努力して積み立てを行ってきたものであることを、まず、申し上げておきます。

本町の普通会計における平成 24 年度の基金残高は 89 億 5,230 万円であります。そのうち、財政調整基金は 27 億 6,705 万円、減債基金が 17 億 9,963 万円を含む特定目的基金は 61 億 8,525 万円でございます。

これら全ての基金を合わせました総額を、今、ご質問のように、1 人当たりで計算しますと宍粟市の 3 倍になるということは、それは、計算どおりでございます。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金でございます。地域経済の不況などによって、大幅な税収の減少に見舞われたり、災害の発生などによって、思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするなど、予期できない収入減や不時の支出増加などに備え積み立てているものでございます。

平成 21 年台風第 9 号災害に見られたように、国や県の財政的な支援にはしばらくの時間がかかるために、不測の事態に対応し、いち早く災害対応予算の編成をするためには、当然、一定程度の財源を確保しておく必要がございます。

事実、台風第 9 号災害におきましては、災害後わずか 1 週間で補正予算を編成し、10 億 3,491 万円の財政調整基金を繰り入れ、被災された方への災害支援を迅速かつ効果的に行うことができております。

また、平成 21 年度におきまして、財政調整基金の繰入額が最大で 20 億 127 万円に上る予算編成を行っております。

そのほかにも、歳入総額に占める地方交付税の割合が半分を占めるという、依存財源に頼っている本町では、国策によって普通交付税の措置額に年度間のバラつきが生じ、その差額を調整する役割も担っております。

過去においては、地方交付税算定の簡素化、行政改革努力に応じた算定の導入などにより、地方交付税総額の抑制がなされた三位一体改革によって、平成 18 年度の普通交付税額が 46 億 7,973 万円、平成 19 年度の普通交付税が 47 億 7,837 万円となった際の財政運営において、平成 18 年度においては 5 億 6,800 万円、平成 19 年度に 6 億 1,700 万円の財政調整基金をそれぞれ取り崩して予算編成を行っております。

平成 24 年度の財政調整基金は 27 億 6,705 万円、近隣の宍粟市では約 24 億 5,000 万円ということで、比較されておりますけれども、ご質問の 1 人当たりの基金額の比較については、することがいかなものかと考えます。

ご承知のように、人口と財政規模においては、正比例の関係ではなく、例えば、人口が 2 倍になれば財政規模も単純に 2 倍なるかということ、そうで、当然ございません。

人口が多ければ、効率的にできることもございます。

反対に人口が少なくても一定のサービス基準を維持する必要があるといった市町ごとに事情があり、1 人当たりで財政を測ることは、適切ではないと考えます。

あえて比較をするとすれば、健全化判断比率でも用いる一般財源の標準規模を示す、標準財政規模に占める割合で見ると、適切ではないかというふうに考えております。

佐用町の標準財政規模は約 89 億 5,800 万円で、財政調整基金残高の占める割合が 30.9 パーセントとなっております。

以下同様に、宍粟市においては、標準財政規模が約 153 億 200 万円で 16 パーセント。多可町においては、約 78 億 4,300 万円で 36.7 パーセント、上郡町においては、約 48 億 8,300 万円で 10.0 パーセントにすぎません。

財政調整基金、こういう問題を見ても、それぞれの市町によって非常にバラつきもあり

ます。上を見ても下を見てもきりがなくて、また、財政調整基金の保有額については、基準となる、当然数値もございませんが、佐用町にとって、今、これだけの基金を保有しているということは、これからの町のまちづくり、いろんな町民生活への保障、安定したサービス、そういう面で、非常にいい状況だというふうにご理解、また評価をいただければと思っております。

一方、特定目的基金につきましては、各市町が必要とする特定の目的のために資金を積み立てるもので、その市町ごとの地域性や特徴によって、基金の目的が異なるため、一概に他の自治体と比較するものではないと考えております。

本町における平成 24 年度の特定目的基金が 61 億 8,525 万円でございます。そのうち、合併した自治体が合併後の課題解決のために積み立てる合併振興基金 21 億 8,000 万円は、その 95 パーセントの 20 億 7,100 万円を合併特例債でつくったものであり、償還が終了した元金のみを取り崩すことができるものでございます。

また、公債費負担の軽減を図るための減債基金 17 億 9,963 万円は、合併振興基金の造成や防災行政無線のデジタル化事業などで借り入れた地方債の償還財源でございます。

いずれも、ある一定の期間、保有する性質のものであり、それらの基金が普通会計基金残高の約 7 割を占めております。

ほかにも過疎地域自立振興基金のように、合併算定替えの特例が終了しても、乳幼児医療費助成や外出支援サービスなどの事業が、普通交付税が一本算定となる平成 33 年度以降も、今のままのサービス水準を維持していけるよう、財源の確保をしているものがあり、目的を持って将来の財源の確保を図っております。

現在も、それぞれの基金の設置目的に照らし合わせ、可能な範囲で、一般会計に繰り入れて事業を実施しており、最大限の基金の活用を図っているところでございます。

次に、地方交付税の合併特例増額分についてのご質問でございますが、合併特例増額分という表現は、少々語弊がございますので、これは、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替えの特例による増加額としてお答えをさせていただきます。

合併算定替えの特例とは、従前から説明いたしておりますとおり、合併後の新町の普通交付税額と、合併前の旧 4 町の普通交付税額の合計を比較し、どちらが多い方が交付されるというものであり、その増加額は基準財政需要額の総額の差額であり、職員人件費が多くを占めるものではございません。

平成 25 年度の普通交付税の算定における基準財政需要額は、一本算定で 63 億 2,668 万円、合併算定替えの特例による旧町の合計額が 78 億 9,149 万円となり、この差額 15 億 6,481 万円が、本制度による増加額でありまして、算定替えが終了しますと計算上、これが削減されるものと考えているところであります。

ご指摘の、リーマンショック後の平成 21 年度に導入された別枠加算分は、国の地方交付税の総額に約 1 兆円が加算され、地域雇用創出推進費及びその他として、地域活性化、少子化対策、公立病院などの財政需要に充てられたものであり、平成 25 年度においても 9,900 億円が加算され、基準財政需要額の中に溶け込んでおります。

ご質問の中におきまして、人件費に係る削減などで、増加需要額の 10 億円が既に解消できているというふうにあります。あくまで現段階での削減効果額であり、合併算定替えが終了する平成 33 年度には、現実の問題として、現行の交付基準と照らし合わせれば、計算上 15 億円が減額されるということを申し上げております。

最後に、これまで申し上げたことと重複する部分もございますが、本町の公債費に係る普通交付税額への算入については、過疎対策事業債をはじめ、有利な起債の借り入れができる部分では、それが無い市町とは恵まれておりますけれども、その算入額は、国の地方交付税総額の中で調整をされるものであり、加算されるわけではありません。交付税総額

が圧縮されれば、公債費以外の他の項目にしわ寄せされ、本町のように自主財源が乏しく、財政力の弱い団体は、国の地方交付税総額の動向によって、財政運営が大きく影響されることに変わりはありません。

財政調整基金については、21 年台風第 9 号災害において、20 億円以上を充当し、予算編成をした実績もあり、このような事態が生じた際には 20 億円を超える財源が必要であることが実証をされておりますので、現在の保有額は、ため込みというわけではなく、これだけの基金を、今、佐用町として保有できていることは、町民の皆さんに安心をしていただけるというふうに考えていただきたいと思います。

特定目的基金におきましても、行政全般にわたって活用いたしますが、基金の設置目的が異なるために、それぞれの目的にあった事業に、当然、充当すべきものであり、何にでも使えるわけではございません。

しかし、町にとって必要な政策、まちづくりの財源として基金をできるだけ活用していき、町の発展に活用していくことは、当然のことであろうかと思っております。

また、特別交付税においても、その年度で生じた財政需要に応じて交付されるものであり、一般財源と言いながら、その使途はおのずと決まってくるものでございます。

現実として、平成 21 年度からの 4 年間に、災害関連事業の一般財源として約 35 億円余りを支出いたしておりますので、この間の特別交付税 27 億円もの増額を子育て、若者定住、高齢者施策にという議論は、これは当たらないというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） では、再質問させていただきます。

丁寧な説明、答弁ありがとうございました。

まず、よく議論しておかなきゃいけないのは、町長は、この今の基金残高のダントツ 1 位、そういう兵庫県下ではね、状況を、ため込みではないというふうに思っておられる。私は、ため込みだということで質問しているので、ここ、少しね議論させていただきたいというふうに思います。

まず、ため込みという言葉は、これはもう今、町長が言われたけど、これはもう国語辞典でね、ためてしまい込むことというふうになっておるんですね。

で、佐用町の基金、私はね、まさしくこれに当たるというふうに思っておるんですは。このあたりを議論したいんですけども。

まず、貯金が増えるというのはね、当たり前ですけど、それに見合う収入があるからですね。収入が、ギリギリきていたんではね、当然、貯金に回らんのですよ。そしたら、何がね、この間、合併当初は 40 億円でした。平成 17 年、もちろんこれ、その後すぐ、平成 18 年に 21 億 8,000 万のね合併振興基金入れてから 60 億円超えたんだけど、その 40 億円がもう 90 億円になっているという、で、とりわけ、この災害当たりから、この 24、25 年までの積立額が 20 数億となっているんですね。基金に。こういうのは、事実経過です。そういう状況の中でね、なぜ、そのような貯金できたのか。

町長は、だったらこの間、そういうことのできる収入というのは、今ちょっとリーマンショックのこと、ちらっと言われたようだけれども、どういうものがあつたから、こういう状況になっておるのか。その収入は、どのように考えられますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 当然これは、佐用町においてもですね、財源は、今、ご説明させていただいたように、もう交付税、交付税の中にも、普通交付税と特別交付税がございます。

この中でですね、災害によって、いろいろと町としても、これだけのお金を使ってですね、対策をしてきました。それに対して、県、国のほうでですね、特別交付税で埋め合わせをしていただけてきたと。これはですね、少なくとも、災害に対して町として、いろいろな取り組みをした中で、いろいろと働きかけてお願いをしてですね、何とか財政支援をお願いをしてきた中で、特別交付税としての形で、かなりの、町が災害対策に使ったお金に見合うものを交付税でいただけてきたということですのでね、ですから、それが一番大きな要因です。

それと、もう一つは、国のですね経済対策、リーマンショック後のですね、これによりまして、経済対策、また、雇用対策という形で、佐用町、まあ全町にですね、交付金が交付されました。これを見ますとですね、佐用町というのは、非常にたくさんの交付金をいただきました。他の市町と比べてですね。これを佐用町としては、通常の、いろいろと行っていくべき庁舎や、いろいろな公共施設の管理、また、街灯のようなですね、そういう住民の要望、そういう、いろいろな事業に、これを充てました。これは、普通なら一般財源で行わなきゃならない財源だったわけですね。

そういう予算の計画的なやり繰りによって、基金も積み立ててきたということでありませう。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） どうもありがとうございました。

結局、そうなんですね。災害を契機、08 年頃からね、一つは、私は 45 億円ほど入ってきておるわけですが、町長が言われるように、収入を見込んでねできるような収入じゃなかったんですよ。

つまり、この特別交付税をしてみて、普通だったら、だいたい 6 億円ですよ。平年はね。ところが、09 年には 20 億、2010 年には 11 億、それから 2011 年には 10 億 3,000 万、それから 2012 年に 9 億 7,000 万、これで 51 億円入ってきておる。

で、その差額が、結局普通だったら 4 年間で 6 億だから、24 億円のところをね、27 億円も災害のために入ってきた。これはもう明らかなことですから、それが 1 点ですね。だから、災害なんか、予期せぬことですから。それが一つあった。

それから、リーマンショック対策後の地域活性化臨時交付金、今、町長言われたんですけど、多いですね。約 18 億円ですよ。佐用町はね。この二つだけで、予期もせぬ、このリーマンショック対策というのは、ご存知のように、福田、麻生内閣の時にね、そういう小泉構造改革の後の厳しい地域からの批判を受けて交付税等、その対策を打ったわけだけでも、これも予期せぬ補正だったんです。最初はね。18 億円。

だから、貯金の主要な収入というのは、何も計画的に収入を見込んだものでなくてね、予期せぬところから入ってきた。これが、私は、経過だったというふうに思います。

で、それで、だったら、それをためるのはいいんだけど、しまい込むのは、どうい

うことなのかという点で、ちょっとお伺いしたいんですけれども、この特別交付税、災害のための 27 億円、臨時交付金は別ですけども、災害に使う。その金が全部使われたかどうか、何もお金にね印がついてないんで分からないんですけども、ただ言えるのは、今の貯金が積み立てられておるといことなんだけれども、私は、09 年の災害というのはね、やっぱりみんなのいろんな運動で、国が激甚災害に指定したというのは、もう決定的ですね。この激甚災害の指定で、災害復旧工事の町負担というのは、本当に軽くなった。これはご存知のとおりでありますけれども。

そういう中でね、被災者はどうだったかと言いますと、被災者は、被災者支援金や、それから全国から、本当に貴重なね、見舞いをいただきました。そういう中で、こういうことだったんですよ。例えば、全壊や大規模半壊、半壊というのがありました。私も被災者で半壊だったんですね。半壊の場合は、支援金が 25 万円、それから後、全国からのお見舞金 10 数万円だったと思いますが、それをいただきました。そういうお見舞いや支援金いただいたんですけども、実際、泥水がね、床上浸水して家中泥だらけになると、これは修理から、家庭の備品等ですね購入含めてですけども、とてもじゃないけど、賄いきれないというのが率直な、みんなの気持ちだったんです。

その時に、私は、町長に要求したんですね。美作市のように、美作市は、あの年の 6 月には、あれは何ですか、竜巻ね、竜巻の被害受けて、その後、9 月に水害があったんですけども、そういった二度の災害受けたということで、半壊に美作市独自で約 100 万だったと思いますけども、独自で支援しておるんです。これを、ぜひ町長ね、佐用町でも、この被災者にね、支援してほしい。そういう予算要求もしたし、要望もしました。

しかし、実態としてはね、残念ながら、そういう措置がされなかった。

それ以外にも、もちろんお店や事業所関係の直接支援というのは、非常に弱かった。実際は、救援を求めておられたと。融資や借金がありましたよ。そういうことにね、そのお金を使うべきだということを、当時指摘させていただいたんですけど、残念ながらされなかった。

そういう中で、この 27 億、それからリーマンショック後の 18 億、これらのものが貯金として蓄えられたというふうに見るんですけど、町長、見えませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 収入といいますか、財源が入ってきた分だけを強調されて、鍋島議員言われますけども、町としても合併後ですね、少なくとも、基本は、合併後のですね、この算定替えによる財政的な支援措置ですね、これによって、この 10 年間でいかに、財政的なやっぱり体力をつけていくかというのが、まず一番基本なんです。その中に災害というのがあったことは確かなんです。

で、この中で、一番やっぱり大きいのは、収入と同時に算定替えによってね、交付税が 4 町の合算分ですと交付されてきたと。それに合わせて今度は、支出の分ですね、これはかなり人件費、現在でも当初と比べると約 8 億以上の人件費の削減を行っております。これは平均して、例えば、8 年間で 3 億、4 億って考えたって、20 数億、30 億近い削減がされて、総額でされてきたと。これが相まって、これだけ財源的な、財政的なですね面で基金も保有できる。

ただ、その基金については、それはできなければね、収入がなくなると、支出が必要でできなければ、これは、なくても仕方がない。これは我慢しなきゃいけない部分いっぱいあります。

でも、できる、何とか、こういう保有をして、将来安定した財政運営をしていこうとい

う努力の中で行っているわけでありまして、この結果として、これだけの今、保有がされているということです。

それから、災害時のですね、いろいろな支援についても、確かに、いろいろとたくさんの方に支援をいただき、最終的には国から、県からも、この交付金、特別交付金等でも補填していただきました。

しかし、その言われた時、災害時の時にですね、いくらそんなことしていただけるのか。町としても、先ほど申しましたように、この災害に対して、個人的な、その被災者に対する支援も行ったはずです。やってきたと思います。その額が、それがほかのと比べて少なかったというふうに言われますけどもね、これは、町としても、これだけの基金、20 億を 21 年度にも取り崩して、その対策を、いろいろやってきたところです。

その後、結果として、そういう財政支援を国に、私は、やっぱり町長としての、やっぱり努力もして、求めていって、それだけ補填をしていただけたという中で、総額は、こういう差額、支出と収入、この差額が出てきたということで、その分についてね、何もこれは、町民の皆さんのお金ですから、町が、ため込んで、隠して何もしないというわけではない。これは、町として、皆がこれから、活用すべき、使うべきお金でありますのでね、これがあることが問題だというのは、これは、私は間違っているというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） まだ、しまい込むという認識に達しておられないみたいなんでね、結局ね、隠すとかそんなこと言っておるんじゃないんですよ。

つまり、町民が本当に困っている時にはね、そういう特別の交付金や、それから対策金、そういうものが出た場合にはね、やっぱり、その町民を支援する。それをしなかったから、やっぱり問題だということを言っておるんです。

確かに、町長言われるように、平成 21 年には、約 20 億円、19 億 9,900 万円ですか、特別交付税来しました。だったら、平成 22 年には、11 億来るのかと言えね、それは、分かりませんよ。おそらく 09 年、10 年の段階では分からなかったと思う。

しかし、かなり来るという状況はあったという中でね、やっぱり財源的なゆとりがあれば、それを、それこそ町民のお金ですから、町民に還元するという、その姿勢は、やっぱり弱かったんじゃないか。

その点、私は、いわゆるしまい込むという、ため込みということで指摘させていただいておるんだけど、その点は、全く問題なかった。弱くなかったというふうに、町長は、考えておられるんですか。私は、不十分だったと思っているけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。はい。

町長（庵逄典章君） それに見合うですね、例えば、生活対策の交付金 15 億なり、これに見合うものの事業は、町民のいろいろな要望に応じてですね、実施をいたしております。

災害においても使った、それだけ先に使って、後から、それを補填していただいたんであって、それで、これだけのものが全て保有額、余裕ができてしたわけではない。

それは、先ほど言ったように、全体として、私は合併をした、その合併の中での、この算定替えによる、その交付税と、やはり合併後の行政改革、こういう流れでね、やっぱり10年間で、やっぱりこれは、本来、こういうふうにやるべき、やっぱり財政運営であると思います。

だから、このことを、やっぱり実施した中で、できるだけ有利な財源とか、いろんなことを求めながらですね、今の基金も、これだけ保有ができていう状況である認識でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） なかなか深まらないんですが、結局、計画的にためたという、確かに収入増の中身はね、算定替えの普通交付税の算定まで入れれば、当然、それは入ってきますよ。

しかし、それは初めから、合併10年、15年はね、保障されたものなんですよ。算定替えやるというのは、こんなもん、降ってわいたことじゃないんです。

今、私が言っているのは、リーマンショック後の地域活性化の交付金と、それから特別交付税の、この増額分はね、その点では降って湧いたものだということを言っておるんですね。

いや、降って湧いたというのは語弊が、言葉悪いかも分かんけど、計画的に収入を見込めたものじゃなかった。そういう中で、この蓄えはできたという点を指摘し、本当なら、もっと使うべきじゃなかったかという点で、ため込みだというふうに言うているんですけど、これは理解できませんか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、だから、何度やっても見解の相違ですので。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 本当なら、これ1日中でもやっておきたいんですけども、もう仕方ありません。時間ないからね。

じゃあ、ちょっと大事なことはね、15億円削減される。あと大変になるという問題ですね。15億円削減されるというのは、これは小学校の算数なんです。今、言ったように、24年度見たら基準財政需要額が算定替えで78億、一本算定にすれば63億、その差は15億。もう、これ当たり前ですね。

で、私言っているのは、だからもう大変なんだ。大変なんだということなのかどうかどうかを聞きよるんですね。

つまり、算定替えするには、国が算定替えする理由があるんですは。それは、当然、それだけの経費もかかるし、諸々の理由があるということですね、国は、この法律で、あの時

の合併特例法でしたかね、特例法で、そういった措置をしたという経過があります。

そういう中で、この合併後、それこそ、8年経ってね、この間の主要な人件費等が大きく削減されてきている。確かに、合併算定替えは、人件費だけじゃないですよ。しかし、経費の中で大きいのは人件費なんですよ。いつの決算でも人件費が支出最高ですね。特別な災害の時は別だけれども。

そういう中から見たら、これが削減されて8億減っている。だから、その分は、コストとしての8億はね、もう解消しているというふうに見れるんじゃないか。それを見るんだったら、15億下がったとしても、仮に下がったとしてもコストは下がってきていると。

それから、もう一つは、そのリーマンショックの特別加算。何か、来年度から廃止どうのこうの言ってますけれども、これは合併特例と関係ないですからね。後に降ってわいた話だから、これは、ちょっとその差額に入れるのは問題じゃないか。

そういうこと考えたら、お聞きします。10億円、これもう減ります。計算ではね。しかし、必要な経費は、一定解消している。

それから、二つ目に聞きますけれども、だれども一本算定になったら大変だと言うけれども、一本算定をお聞きしますけれども、これは、地方交付税に基づく基準財政需要額の計算で算定されるんじゃないですか。だったら、地方交付税制度というのは、どういうふうを考えておられるのか。これは、こんなもんは大変なんだということなのか。

ちょっと、この2点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 人件費がね、これまでもずっと削減をしてきてます。

でも、今、その15億円という、今後算定替えが終了すると、差額が出てくるというのは、現時点での計算、比較して、それだけ出ますというのは、これは計算上です。

〔鍋島君「それは分かる。分かる。それは、分かっている」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ええ。

ですから、今まで、例えば8億円下げてきたから、もう既に、その15億円のうち、その8億ね、あとは7億円だけでいいじゃないかと、これはちょっと計算上、誰が考えてもおかしい計算であります。

〔鍋島君「コスト面。はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。

だから、コストとしては、そういう面でね、今後、算定替えに向けてね、まだまだ、努力はしていかないと、それはやっていけないだろうということでございます。

それから、もう1点何でしたっけ。

16番（鍋島裕文君） 地方交付税制度をどう思っているのか。一本算定になるという。

町長（庵逄典章君） 地方交付税制度、これはやはり地方に必要な財政、需要額を国が保障していただきたく、これは税の再配分をしていただく制度ですから、その中で、一本算定替えというのが、一応、合併時のルールでは、そういう今のルールになってますけれどもね、そのまま適用されると、これは一気に下がっていきます。

これはやっぱり、その保障するという意味ではね、やっぱり必要な需要額というものを、今後、やっぱり適切に算出して、その需要額を、やっぱり保障していただきたい。こういう要求は、今、しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） だからその交付税制度ですから、これは簡単に潰せませんよね。

で、確かに、自主財源が3割で大変だ、大変だ言うけれども、これはね、ちょっと交付税制度を、やっぱり理解されてないんじゃないかと思うんですね。

つまり、自主財源がたくさんあるところは、それは、それでいいんです。

なかったとしても、交付税制度というのは、日本人だったら、どこに住んでいてもね、ナショナルミニマムといって、一定程度のサービスは受けれる。そのための財源保障をするというのが交付税制度です。

だから、佐用町に住もうが、どこのはるか離島に住もうが、そういった基本点のために設けられているのが交付税制度ですから、これは当然、実際は、徹底して充実してもらわなきゃいけない。

残念ながら、この金額がね、ちょっとあやふやになっていて、これは国の問題なんで、地方交付税法を厳守するということは、これは地方から求めているかなきゃいけないというふうに思います。

それから、もう1点聞きます。

先ほど、何か、学校給食したら交付税が削減される云々のこと言われたんですけども、逆に私聞きたいのはね、これだけの基金があったら、どうなのかという問題、聞きたいんですは。

つまり、特別地方交付税の省令なんか見ればね、減額というのがありますね。減額する項目というのがある。これは、何か言うたら、その町が、ほかの町に比べて財政的に余裕があると見た場合には、減額項目で減額するということになっておるんです。佐用が当たるかどうか知りませんよ。

そういうことからすれば、超過サービスだけじゃなくて、基金ため込むことによって、その財政的に余裕があると見られるために、特別地方交付税が減額されたり、それから、国や県の支出金が、補助金が一定削減されたり、そういった措置は、現にあるのか、ないのか。

それと、今後あり得ないのか。

この辺りのことを、もしもあるとすれば、これは問題です。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） ルールに基づく補助金というようなものが、その町がね、例えば、町が、そういう政策をやったとして下げるというものでは、これはありません。当然。

〔鍋島君「特別地方交付税は」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いえいえ、地方交付税は。

ただ、特別交付税というのは、その町の町の財政需要に対して、いろいろとプラス要因、マイナス要因というのが算定、査定されます。だから、特別な、やっぱり他町と比べても、今、余裕ある財源を持ってやっていると、その政策が行われているということであれば、それは、私は、マイナスの算定要因になるだろうというふうに考えております。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 私、聞きよるのは、基金が多いために減額にならないのかって聞きよるんです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基金があるから減額ということはね、これは、基本的には制度上はありません。

ないですけども、やはりこれだけね、基金をため込んでいるというようなことを皆さんが言われて、これだけ県下にもずっと、いろいろと伝わっております。

〔鍋島君「人のせいかな」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いえいえ、そうです。人のせいです。

私らは、できるだけ、だから基金の運用についてもですね、財政調整基金というものを一般的に必要な財源として、あとは特別目的として、目的基金というような形にして、やっぱり、そこらあたりは、いろいろと配慮しながら、計画的にやっているわけでありましてね、余裕があるんだ。もっともっと使えと。こんな基金、よそよりか、何倍も何倍もあるんだというようなことが、その財政当局だけではなくって、県全体に広がってくれば、その査定の時にね、私はもう、毎年、やはり少しでも特別交付税等を配慮していただきたいと、たくさん交付していただきたいということをお願いに行っているわけです。

それに対して、どこまで応えていただけるかどうかには、私は、当然、やっぱり、これは査定する側としての心情としては出てくると。これは予測ですけどもね、あると思いますよ。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、あるとすれば、それは弊害ですからね、やっぱり検討すべきだというふうに思います。

じゃあ、次ありますので、精一杯時間までさせていただきます。

次に、入札・契約の適正な実施を求めて質問いたします。

この間、入札での適正化を求めて、町長に質問をしてきたわけですが、今回は、今年度

より公共工事設計労務単価を、全職種単純平均で 15.1 パーセント引き上げに伴う問題や町入札の実態と、過去の汚職腐敗事件の教訓が、今、生かされているかなどについて、伺います。

第(1)点目として、設計価格問題について、その①として、平成 25 年度、本町では設計労務単価を変更されたか。それは前年に比べていくら上昇したか。また、入札が前年度で契約が 4 月以降、この 4 月以降にされた分で旧労務単価設計での契約はあったか。

その②、本町の予定価格はすべて設計価格の歩切りか。この歩切りで特に最低制限価格設定で問題は出ていないか。

その③、総務省、国土交通省、両省が歩切り撤廃通知を、確かあれ 2008 年だったですけども、2008 年ですね、2008 年出て、もう 5 年経つわけですが、この点での町長の見解はどうか。

第(2)点目として、本町の入札結果の実態について伺います。

その①、平成 24、25 年度において落札率、ぴたり 100 パーセントは何件あったか。

その②、落札率 95 パーセント以上の件数はどうか。

その③、2 回入札の場合で、全て一位不動という結果になっているか。

その④、これらの実態に対する町長の見解はどうか。

続いて、入札・契約業務に過去の教訓が生かされているかについて、伺います。

第(1)点目として、2007 年の西新宿空山池災害復旧工事では、森崎組による丸投げ問題。即ち、元請業者は請負工事現場に現場代理人を常駐させることが法律で義務付けられているにもかかわらず、していなかった問題が発覚したわけですが、この教訓は、その後、どのように生かされているか。

第(2)点目として、2008 年の水道汚職事件の教訓について、再発防止策の遵守状況について伺います。

その①、見積入札は、その当時、財務規則どおり 2 社以上で行う、このことを明言されております。これは遵守されているかどうか。守られてなければ、その理由はどうか。

その②、5 年以上の長期在職職員の現状はどうか。

その③、見積、随意契約の結果表は公開すべきではないか。

最後に、入札制度の適正化と公契約条例の制定について伺います。

第(1)点目、今後の本町の入札適正化を進めて行く町長の方針を伺います。

第(2)点目、過去の町長答弁で制度の必要性を認められている。町長自身がね。公契約条例の制定を本格的に検討すべきではないか。

以上、答弁、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、最後のご質問でございます入札・契約についての適正な実施をとるという項目についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町の入札業務の適正化について、設計価格についてということでございますが、設計労務単価についてでのお尋ねに対しましてお答えをさせていただきます。全職種の単純平均単価は、現在、全国で 15.1 パーセント増の 1 万 8,996 円、兵庫県では同じく 11.2 パーセント増の 1 万 9,167 円となっており、設計労務単価の公表を始めた平成 9 年度以降、ふた桁の大幅な引き上げは今回が初めて、ということでございます。

本町の対応でございますが、土木設計積算システム等において新労務単価へのデータ更

新を早々に実行し、4月1日以降の入札・契約につきまして適切な対応を取っておるところでございます。

ただし、土地改良事業に係るシステムにつきましては、全県下、データ更新が5月1日に行われたため、それまで契約した2件の契約につきまして旧労務単価での契約を交わしております。

平成25年4月8日付け、平成25年度公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置についてと題する国土交通省通知では、受注者の求めに応じて旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更することができるとなっておりますので、当該2件の契約につきましては、この特例措置に基づく契約変更での対応をいたしております。

続きまして、予定価格についてのお尋ねでございます。ご指摘の平成20年9月12日付、総務省及び国土交通省通知には、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むとともに、予定価格の作成に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることとあり、当時、政府の経済対策閣僚会議が発表した安心安全実現のための緊急総合対策に盛り込まれた地域経済の疲弊した状況を打開するための対策として、適切・妥当なものであると受け止めているところでございます。

また、この後、平成23年8月25日付、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてと題する国土交通大臣通知においては、こうも書いてございます。いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が財務規則等により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていることから、これを行わないことということで、これは、予定価格の設定の方法、基準等は財務規則等で規定しておくべきという、従来からの国の考え方を改めて示したものと捉えております。

この通知の趣旨のとおり、本町では従前から財務規則第75条第3項の規定に基づき、予定価格については、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、適正に定めるように努めているところでございます。

いわゆる歩切りとは、正当な理由がないにもかかわらず、機械的に設計価格から一定割合を引き下げることと理解をしており、本町が行っている例規に則した予定価格の定め方とは、性質が異なるものでございます。

本町入札結果の実態についてということで、お尋ねの件数等を申し上げます。

落札率100パーセントの入札は、平成24年度総数176件中11件、これは予定価格に対してでございます。平成25年度は11月末まで127件中2件でございます。

落札率95パーセント以上の入札につきましては、同じくそれぞれ112件と84件となっており、その割合は各63.6パーセント、66.1パーセントでございます。

2回入札につきましては、同じくそれぞれ35件と20件で、いずれの場合も1回目と2回目の最低価格入札者が同じでございました。

予定価格とは、構造物に求められる品質を確保するために、実際の取引事例をもとに設定した標準的な価格の材料費や労務費を用いて、標準的な施工を実施した場合の標準的な価格でございます。

また、不当に高い価格での受注を防止するための上限拘束の手段でもございます。

一方、低すぎる価格での落札は、発注額の節減にはなりますが、品質の確保に不安がございます。また、たとえ品質が確保されたとしても、下請けや資材会社への値切りなどによるしわ寄せが生じる恐れが十分でございます。そこで、最低制限価格を設定し、品質を保証するための下限規制をかけておるわけでございます。

受注額がこれら上限と下限の範囲内に収まるよう、入札制度を運用しておりますので、先ほどご報告申し上げました入札結果だけを見て、発注者たる私が、ことさらこの結果に

対して意見を申し上げることはございません。

次に、入札・契約業務に過去の教訓が生かされているかということでございますが、工事の下請の件についてお答えをさせていただきます。

一括下請かどうかの判断につきましては、従来から申し上げておりますとおり、元請業者が自ら工事の主体的部分の施工をしているかどうかと同時に、元請業者が実質的に関与しているかどうかという点にあると考えております。現場代理人をはじめ、現場での施工状況などを十分に確認し、必要があればヒアリングや指導を行うなど、工事の着工から完成検査まで、適切に行われるよう指示をしているところでございます。

続きまして、随意契約に関する質問でございますが、ご指摘の事件を受けて、本町では建設工事等における随意契約に係る留意事項、適用基準及び手続について、その取り扱いを定め、各部署への周知徹底を図っておるところでございます。

その中で、見積書につきましては、2人以上で、できるだけ多数の者から徴取することと、財務規則を順守するよう定めており、適正な事務執行に努めております。ただし、地方自治法施行令第167条の2におきまして、単一の業者と契約を行うことが認められている場合がございますので、例外的なものは、特殊な場合には、当然でございます。

いずれにいたしましても、全てのケースにおきまして、随意契約を行おうとする時は、随意契約理由書を伺書に添付することを義務付けているところでございます。

これら見積入札、あるいは随意契約の結果につきましては、総務課で行う入札の開札結果と別に、各担当課で公表することといたしております。

続きまして、5年以上の長期在職職員の現状でございますが、農林振興課で5名、建設課で3名、上下水道課で2名、合計11名となっております。職員の定期異動の際には、勤続5年以上を目安に、支障のない範囲で配置がえを行ってきております。

入札制度の適正化と公契約条例の制定についてということでお答えをさせていただきます。

入札制度の適正化につきましては、競争性、透明性、経済性がポイントであると考えております。

透明性の観点からは、従前から工事発注見通しの公表、予定価格、最低制限価格の公表など、入札情報の適切な公表を行っているところでございます。

開札結果の公表につきましては、本年度から町ホームページにアップし、インターネットによる閲覧も可能といたしております。これまで以上に透明性の向上を図るよう努めております。

競争性、経済性の面につきましては、一般競争方式の拡大が求められているところであろうと考えておりますが、地元業者の受注機会の確保と、発注額のほとんどが都市部に比べて小額であるという本町の現状を踏まえながら、できるだけその方式を取り入れていく必要があると考えております。

随意契約につきましても、先ほど申し上げましたとおり、その取り扱いを徹底し、適正化を図ってまいります。

最後に、公契約条例についてでございますが、この条例は、簡潔に言いますと、公共事業の現場で働く全ての労働者に対して、賃金の最低基準額を条例によって保証するというものでございます。

既に条例化された団体は、全国で7団体あるようでございますが、その全ての団体が条例の適用範囲に、予定価格等が一定額以上であることの条件を付しております。その額は、工事で5,000万円から6億円と、団体の規模によってさまざまでございますが、いずれにいたしましても、高額な部類が対象となっております。

本町の工事の9割近くは、予定価格1,000万円未満の小さなものばかりという状況があ

り、本町のような小規模な自治体におきましては、当該条例の適用にはなじまないのではないかというふうにも考えております。

今後の課題として検討をさせていただきます。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、2分を切っておりますので、その点、はい。

16 番（鍋島裕文君） 1分質問しますので、1分、答弁をお願いします。

確認したいんですけども、設計価格と予定価格は一緒になければ歩切と言えるんじゃないか。いくら財務規則でね、一定程度下げるとしても、同じでなければ歩切りではないのかという確認。

そして国や県、これは国通じて県から指導が行っていると思いますけども、県は、どう言っているのか。つまり、今、町長言われたように財務規則にあれば設計価格と予定価格違ってもいいんだというようなことを言っているのかどうか。その点の答弁と。

それから、落札率 100 パーセントが 11 件とかいうようなものは、設計価格あった上に、これは積算単価出るでしょうけど、歩切りをして予定価格がぴったり当たるということから、やっぱりこれは何か問題があるんじゃないか。それが 2 点目。

それから、もしも答弁できたら、公契約条例は策定委員会で検討されたかどうか。この三つ。

議長（西岡 正君） 時間が来たら打ち切ってください。1分です。

町長（庵逄典章君） 歩切りということについてはね、それは設計価格より下がったものを予定価格にすれば、歩切りということは、言葉上は言えるかもしれません。

ただ、県のほうにもですね、そういうことが認められるかどうかというのは、問い合わせたことはありませんけれども、私は、現在の、その 100 パーセントの問題も重ねて一緒に申し上げますけれども、設計では、何円まで出ます。それに対して、だいたい工事の額にもよりますけれども、だいたい万単位で予定価格は決めます。そういう中で 100 パーセントいうね、同じ額というものが生まれてくる場合もあります。

公契約については、これは近隣市町、それぞれの市町の、また、個々の取り扱いについて、また、研究をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、時間になりました。

16 番（鍋島裕文君） どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 鍋島裕文議員の発言は終わりました。

以上で通告による一般質問は終わりました。

これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたします。

お諮りします。議事の都合により、明日 20 日から 23 日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は 12 月 24 日、火曜日午前 9 時 30 分より再開し、なお、打ち合せのため 9 時 15 分までに参集ください。

それでは、本日はこれにて散会いたします。御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

午後 0 2 時 2 5 分 散会
